



は じ め に

食は、私たちが健康で豊かな生活を送るうえで欠かすことのできない大切なものです。食の安全を確保することは、県民の皆さまの暮らしを守るうえで極めて重要な課題であり、県では「高知県食の安全・安心推進条例」を平成 17 年 10 月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

この条例に基づき、これまで、第 1 次計画（平成 19 年度～平成 23 年度）、第 2 次計画（平成 24 年度～平成 28 年度）及び第 3 次計画（平成 29 年度～令和 3 年度）を策定し、総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

その結果、農薬の適正使用の進展などによる生産段階における安心安全の確保、法令に基づく監視指導による適正な食品表示の確保、危機管理体制の強化と定着化など、一定の成果をあげることができました。

一方で、食中毒事件の発生や食品表示の偽装問題など、食の安全・安心を脅かす事案は依然として後を絶たず、県民の皆さまの食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。また、制度改正等により、食品関連事業者や消費者を取り巻く環境についても様々な変化をしてきております。

そこで今回、近年の食品安全上の情勢を踏まえて、第 4 次計画を策定いたしました。

この第 4 次計画においては、「1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「2 食品に関する正確な情報の提供」、「3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立」の 3 つを柱とし、各施策や取り組みを推進してまいります。

また、特に、次の 4 つを重点項目といたしまして、これからの 5 年間ににおいて集中的に取り組むを進めることといたしました。

- 1 環境保全型農業の推進
- 2 「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着の推進
- 3 食品表示に関する普及啓発
- 4 リスクコミュニケーションの推進

安全で安心できる食生活の実現に向けましては、消費者、食品関連事業者、行政を含めた関係団体の三者が、それぞれの責務や役割を果たし、互いに緊密に連携しながら取り組みを進めていくことが大変重要になります。

県民の皆さまにおかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に際しまして、貴重なご意見をいただきました高知県食の安全・安心推進審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました県民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 4 年 4 月

高知県知事 濱田 省司

目 次

第1章 新計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

- 1 第3次計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 食の安心をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 計画の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 食の安全・安心推進体制・・・・・・・・・7
- 3 計画を推進するための関係者の責務と役割・・・・・・・・8
- 4 第4次計画における重点取組・・・・・・・・9
- 5 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4章 食の安全・安心確保のための取組

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
 - (1) 生産段階における安全・安心の確保
 - ① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給・・・・・・・・14
 - ② 安全・安心な畜産物の生産及び供給・・・・・・・・16
 - ③ 安全・安心な水産物の生産及び供給・・・・・・・・17
 - ④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査・・・・・・・・19
 - (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保
 - ① 「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着の推進・・・・・・・・22
 - ② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導・・・・・・・・23
 - ③ 食中毒予防・・・・・・・・24
 - ④ 流通食品の検査・・・・・・・・25
 - (3) 消費段階における安全・安心の確保・・・・・・・・26
 - (4) 県民からの相談等による立入調査等・・・・・・・・26
 - (5) 認証制度の推進・・・・・・・・27
 - (6) 調査研究等の推進・・・・・・・・30
- 2 食品に関する正確な情報の提供
 - (1) 適正な食品表示の確保
 - ① 食品表示の監視指導・・・・・・・・31
 - ② 食品表示に関する普及啓発・・・・・・・・33
 - (2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用・・・・・・・・34
 - (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供・・・・・・・・34
- 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立
 - (1) 危機管理体制の強化・・・・・・・・35
 - (2) 食育の推進・・・・・・・・36
 - (3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援・・・・・・・・39
 - (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解・・・・41
 - (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働・・・・・・・・42

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

第1章 新計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、「高知県食の安全・安心推進計画」（第1次：平成19年度～平成23年度、第2次：平成24年度～平成28年度、第3次：平成29年度～令和3年度）を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通・消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進することにより、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、平成30年の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正により、HACCPに沿った衛生管理の制度化や、食品等のリコール情報の報告制度の新設などの制度改正が行われ、食品関連事業者や消費者を取り巻く環境が大きく変化しました。また、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による広域的な食中毒事件の発生や食品表示の偽装問題など、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。

このため、「第3次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第3次計画」という。）の取組で得た成果や課題を踏まえ、新しく「第4次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるもので、食品安全基本法第7条に則るものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

3 計画の期間

第4次計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会において、意見をいただきながら取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページ等で公表していきます。

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

1 第3次計画の達成状況

第3次計画では、「生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立」の3つを施策の柱とするとともに、重点取組として「環境保全型農業の推進」、「高知県版 HACCP 認証制度の推進」、「食品表示に関する普及啓発」、「リスクコミュニケーションの推進」の4つを掲げ、全庁的に連携して取組んできました。

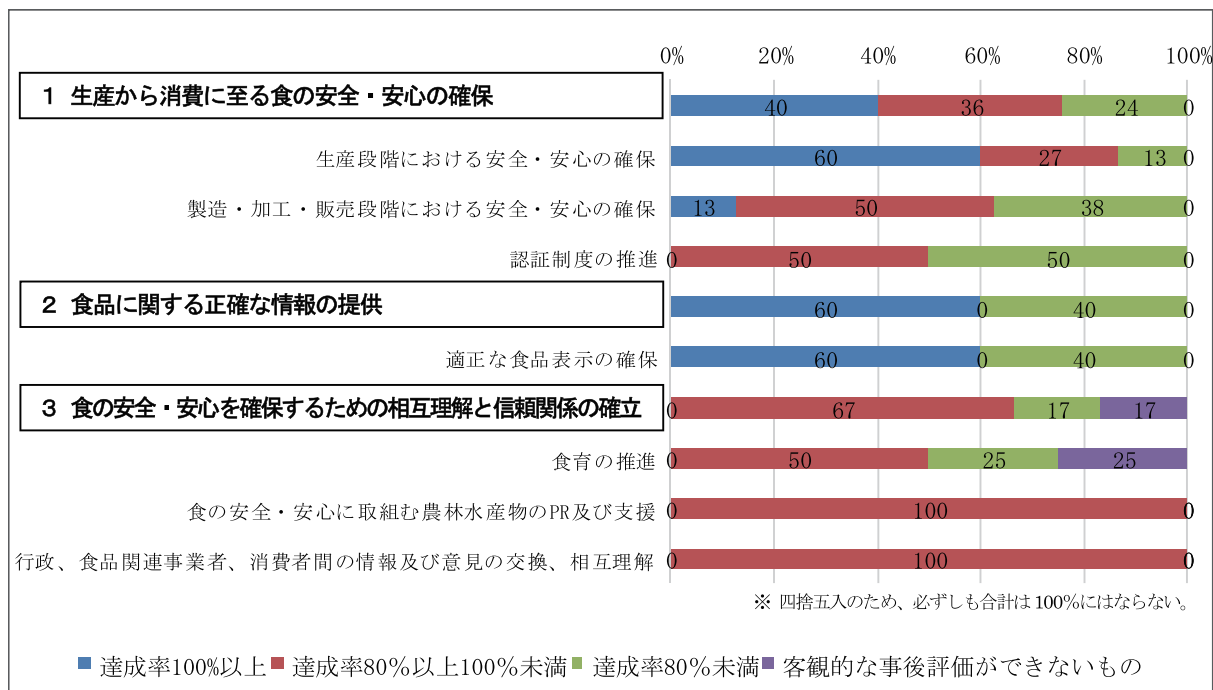
この5年間の取組による主な成果と見えてきた課題は、次表のとおりです。

基本の柱と取組	主な成果と課題
1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 (1) 生産段階における安全・安心の確保 (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保 (3) 消費段階における安全・安心の確保 (4) 県民からの相談等による立入調査等 (5) 認証制度の推進 (6) 調査研究等の推進	【成果】 ・農薬の適正使用の進展 ・難防除害虫に対するIPM技術の開発・普及 ・ワクチン接種不徹底による伝染病の発生なし ・HACCP手法を取り入れた衛生管理を行う施設の増加 【課題】 ・病害を対象とした省力的防除技術の開発・普及 ・食品衛生法の改正によるHACCP制度化への対応 ・食中毒対策
2 食品に関する正確な情報の提供 (1) 適正な食品表示の確保 ①関係法令に基づく食品表示の監視指導 ②食品表示に関する普及啓発 (2) トレーサビリティシステムの推進 (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供	【成果】 ・量販店における食品表示の監視及び食品事業者に対する指導 【課題】 ・継続的な食品表示の監視・指導 ・消費者に対する食品表示の普及啓発
3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立 (1) 危機管理体制の強化 (2) 食育の推進 (3) 食の安全・安心に取組む農林水産物のPR及び支援 (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解 (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働	【成果】 ・訓練実施や危機管理情報の共有による体制の定着化 ・高病原性鳥インフルエンザ発生時の迅速な防疫対応 ・官民協働（量販店、ヘルスメイト、行政）による食育の推進 ・学校給食での地場産物活用の増加 ・環境保全型農業の認知度向上 【課題】 ・高鮮度処理魚の価値向上への支援 ・食品リスクに対する情報不足や誤解

個別に目標値を設定し取組んできた36項目については、令和3年度末見込みによる評価を行いました。

基本の柱と取組ごとに、達成率が100%以上の項目、80%以上100%未満の項目、80%未満の項目の占める割合をまとめたものが、次図です。

取組ごとの達成状況



目標を80%以上達成している項目は全体の72.2%となっていますが、達成率80%未満の項目の中には、新型コロナウイルスの流行により計画通り実施できなかったものも含まれます。第3次計画の取組で得た成果や課題を踏まえ、今後も継続して食の安全・安心の確保に向けた取組を進めていきます。

(参考) 個別目標別達成率

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 ○ 農薬取締法違反による出荷の自粛 ○ 防除履歴の記帳率（農協生産部会に属する野菜農家） ○ マイナー作物の農薬登録データの作成 ○ 「こうち環境・安全・安心チェックシート（集出荷場版）」に取り組む出荷場数 △ 虫害IPM技術の普及率 △ 病害IPM技術の普及率 ◎ 産業動物診療獣医師に対する指導率 ◎ 畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率 ◎ 牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率 ◎ 自衛防疫実績（ワクチン接種） ◎ 高病原性鳥インフルエンザ監視（立入検査） ◎ 高病原性鳥インフルエンザ監視（モニタリング） ◎ 生産・出荷段階での残留農薬検査数 ◎ 死亡牛に対するBSE検査 ◎ 貝毒発生モニタリング検査 ○ HACCP導入型基準の施設数 △ 食品衛生監視員のうち、HACCPに係る助言等を行う食品衛生監視員の割合 ○ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率 ○ 食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導件数 ◎ 食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数 △ 消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数 △ 食中毒発生件数 ○ 食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率	△ 有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積 ○ 高知県食品総合衛生管理認証施設数 2 食品に関する正確な情報の提供 ◎ 関係機関による合同の食品表示監視指導回数 ◎ 食品表示ウォッチャーの数 ◎ 関係機関による合同の食品表示研修会回数 △ 食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数 △ 消費者を対象とした食品表示に関する講習回数 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立 ― 食育に関心を持っている県民の割合 ○ 土佐の料理伝承人（組織及び個人）による郷土料理伝承講座 ○ 朝食を必ず食べる児童生徒の割合 △ 学校給食における地場産物の活用（食品ベース） ○ 県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合 ○ 意見交換会（リスクコミュニケーション）の開催
--	--

◎：達成率100%以上
○：達成率80～100%
△：達成率80%未満
―：客観的評価未実施

2 食の安心をめぐる課題

第3次計画の期間中においては、右枠のとおり食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生がありました。

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則として全ての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」の取組が求められるようになり、より一層食品の安全を確保するための取組の定着が課題となっています。

また、平成27年4月に食品表示法が施行され、従来の食品表示に関するルールが一元化されましたが、施行後も細かな制度改正が行われていることから、適正な食品表示の推進についても課題となっています。

<食の安全・安心を取り巻く状況と変化>

1 食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

- ・広域的な食中毒事件、重篤な健康被害の発生
 - －きざみのりを原因とした分散型広域食中毒（ノロウイルス）
 - －持ち帰りそうざいを原因とした食中毒（腸管出血性大腸菌 O157）
- ・アニサキス食中毒の増加
- ・異物混入等による自主回収事例
- ・不適切な食品表示事案の発生

2 社会情勢の変化

- ・食品衛生法の改正
 - －HACCPに沿った衛生管理の制度化
 - －食品等のリコール情報の報告制度の創設
- ・食品表示基準の一部改正
 - －加工食品の原料原産地表示の義務化
- ・新型コロナウイルスの流行による食品の流通形態の多様化

食の安全・安心についての意識調査

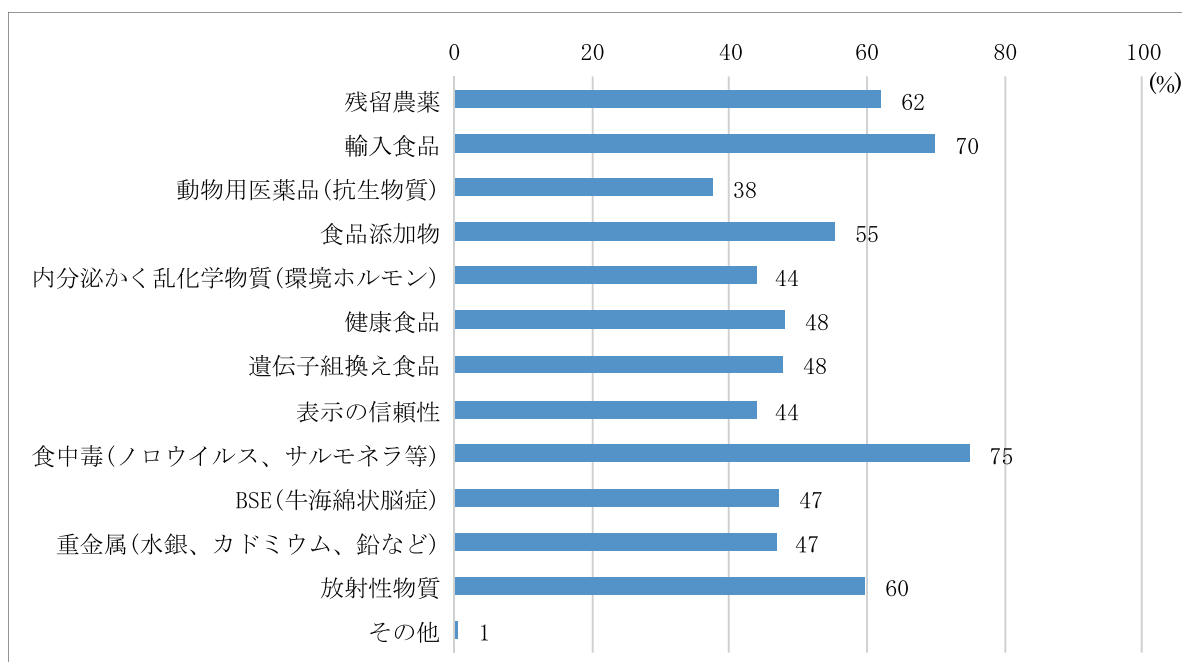
食の「安心」を得るためには、不安の解消や、信頼の確立が求められます。そういった食の安全・安心をすすめるうえでの課題を探るため、第3次計画の期間中のリスクコミュニケーション参加者を対象にアンケート調査を行いました。

○実施時期：平成29年度～令和3年度

○対象者：消費者、学生、食品関連事業者等県民 303名

①不安を感じる項目（複数回答可）

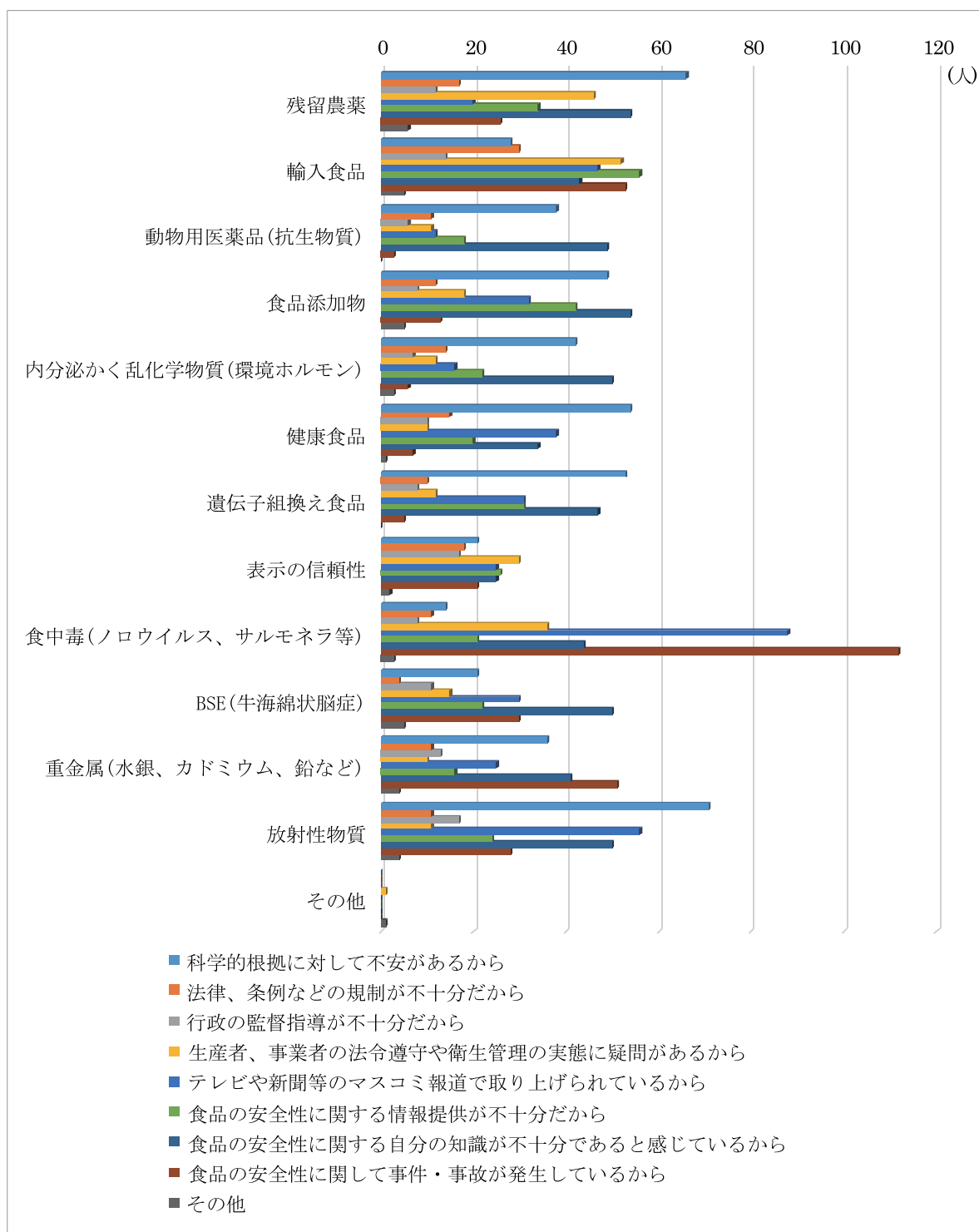
不安を感じる項目として、「食中毒」「輸入食品」「残留農薬」の3つが上位を占めています。また、福島県での原発事故から10年以上経過しましたが、「放射性物質」に対する不安が多いことが伺えます。



②不安を感じる理由（①不安を感じる項目ごとに回答／複数回答可）

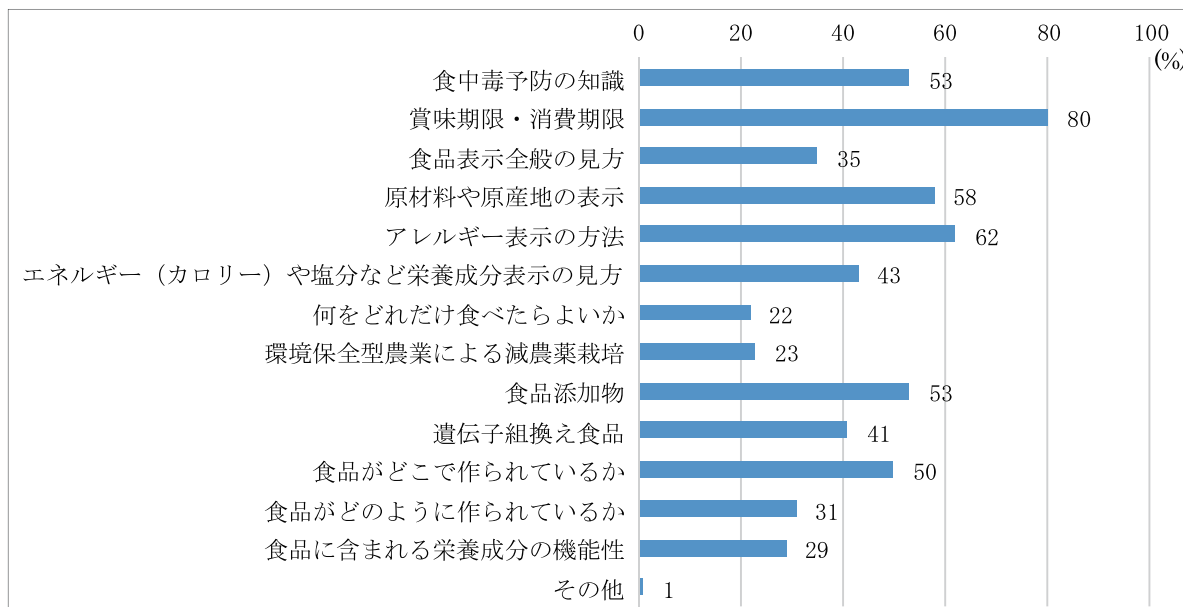
「①不安を感じる項目」で上位であったものについて見ると、「食中毒」では「事件・事故が発生しているから」、「テレビや新聞等のマスコミ報道で取り上げられているから」が多く選択されています。「輸入食品」では「食品の安全性に関する情報提供が不十分だから」、「残留農薬」では「科学的根拠に対して不安があるから」が最も多く選択されています。

また、全体的には、「自分の知識が不十分」や、「科学的根拠に対して不安があるから」の理由が多く選ばれる傾向にあり、「分からないこと」に対する不安の解消が求められていることから、食の安全に関する正確な情報に対するニーズが高いことが示唆されます。



③食品（料理や食事を含む）を選ぶ際に必要だと思う情報（複数選択可）

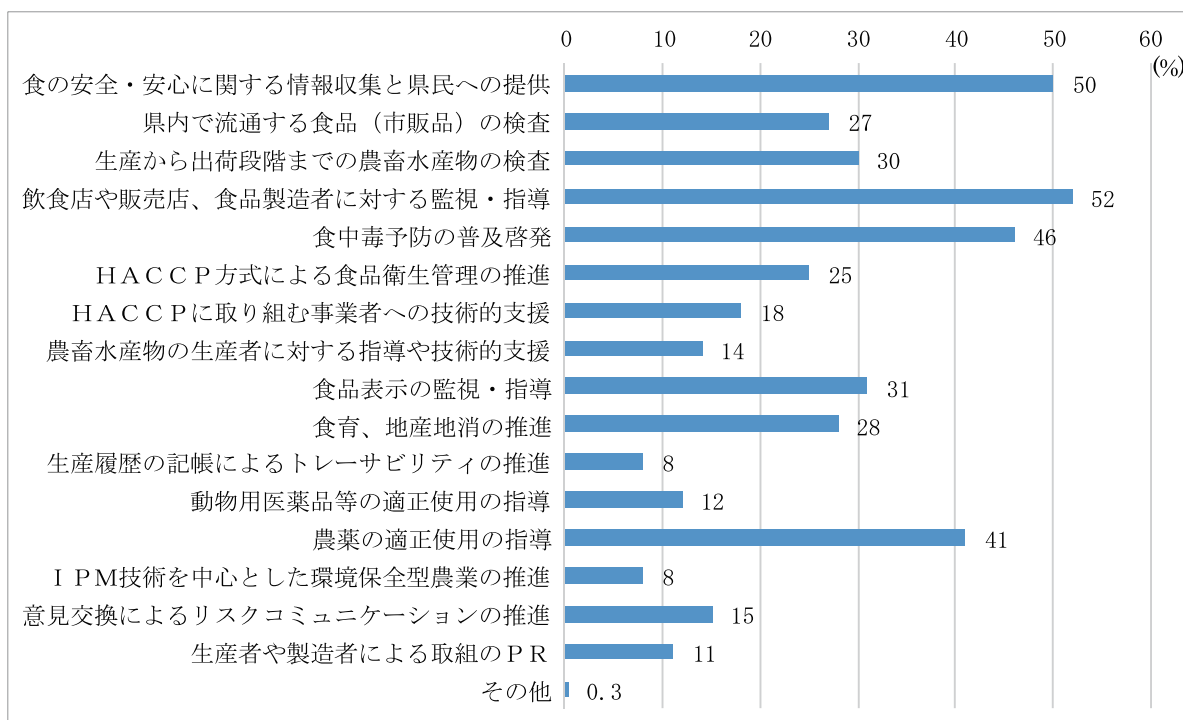
「賞味期限・消費期限」を選択した割合が最も高く、8割の方が必要だと感じていました。次いでアレルギー表示、原材料や原産地等、食品表示法が適用される食品に表示が義務づけられている内容が選ばれていることから、食品関連事業者に対して適正な食品表示の普及啓発を行うとともに、消費者に対しては食品表示の利活用方法に関する情報提供等の取組が求められます。



④食の安全のための取組として必要だと思うもの（複数回答、1人5つまで選択）

「飲食店や販売店、食品製造者に対する監視・指導」と「食の安全・安心に関する情報収集と県民への提供」は半数以上の方が選択していました。

また、「食中毒予防の普及啓発」や「農薬の適正使用の指導」を選択した方の割合も比較的高く、「①不安を感じる項目」で上位であったものについて、特に取組が求められています。



第3章 計画の概要

1 基本的な考え方

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ② 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③ 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

2 食の安全・安心推進体制

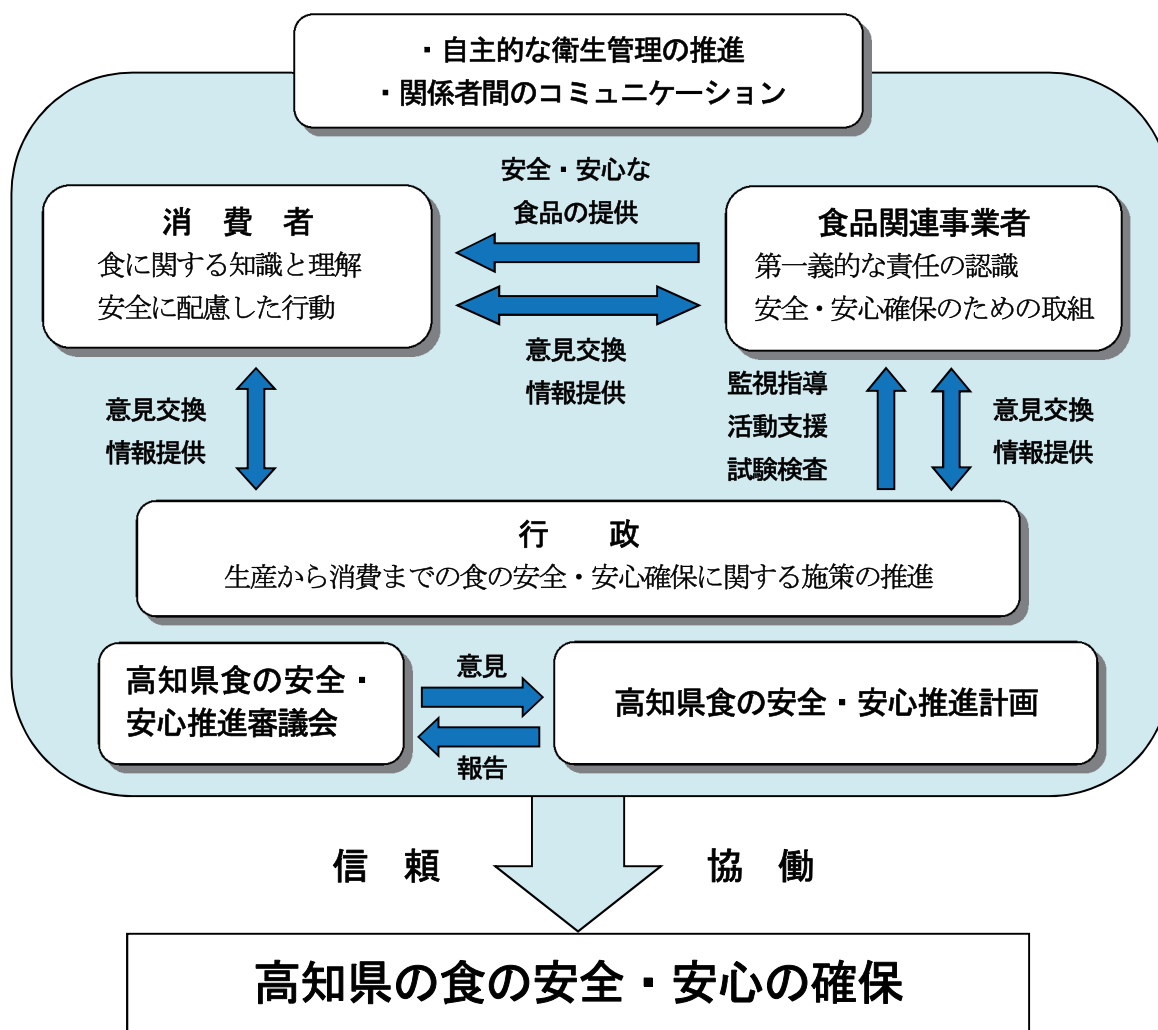
食の「安全」と「安心」とは

安全

食品に潜在する危害（ハザード）に対して、科学的な根拠に基づいた対策を講じ、健康への悪影響の発生する確率が最小限となっている状態

安心

安全確保に向けたさまざまな取組に対して、食に関わるすべての人たちが情報や意見を交換し、不安や疑問が解消され、理解しあうことによって、信頼関係が作られている状況



3 計画を推進するための関係者の責務と役割

① 行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 環境保全型農業の推進（IPM、GAP）
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ 「HACCP に沿った衛生管理」に関する助言・指導
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 県産食品の認証制度の推進
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の強化
- ◇ 調査研究の推進

② 食品関連事業者（生産者・事業者等）の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取り組めます。

食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ 「HACCP に沿った衛生管理」の実施
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

③ 消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めます。

消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

4 第4次計画における重点取組

第4次計画においては、これまでの取組から明らかになった課題や県民の意識、食の安全・安心を取り巻く状況と社会情勢の変化等に的確に対応していくことが求められます。

そのため、高知県産食品のブランド力向上や消費・販路拡大につなげていく取組のほか、食の不安を解消させる取組など以下の4項目について重点的に推進し、より一層食の安全・安心を確保していきます。



環境保全型農業の推進（IPM、GAP）

県では、安全・安心な農産物生産のために、天敵、湿度制御装置、さらに微生物農薬などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した IPM 技術の普及・定着に取り組んでいます。中でも土着天敵を活用した IPM 技術体系の再構築や新たな天敵利用技術の開発と普及は、世界的にもまれな取組として注目され、全国的にも高知県がトップランナーとなっています。

また、こうち環境・安全・安心システム（高知県版 GAP）の導入や農薬の適正使用の徹底などにより、安全でより安心な農産物の生産を推進しています。

取組内容

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。
- ◆病害に対する抵抗性を高める薬剤や湿度制御などによる病害防除技術及び新規土着天敵の利用技術等の研究開発により、IPM 技術のさらなる普及拡大を推進します。
- ◆高知県版 GAP の普及拡大や取組の高度化を推進します。



土着天敵 タバコカスミカメ



病害防除のための湿度制御装置

IPM（Integrated Pest Management：総合的病害虫管理・雑草管理）

IPM とは、病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯などさまざまな防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方のことです。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立させるために有効です。

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）

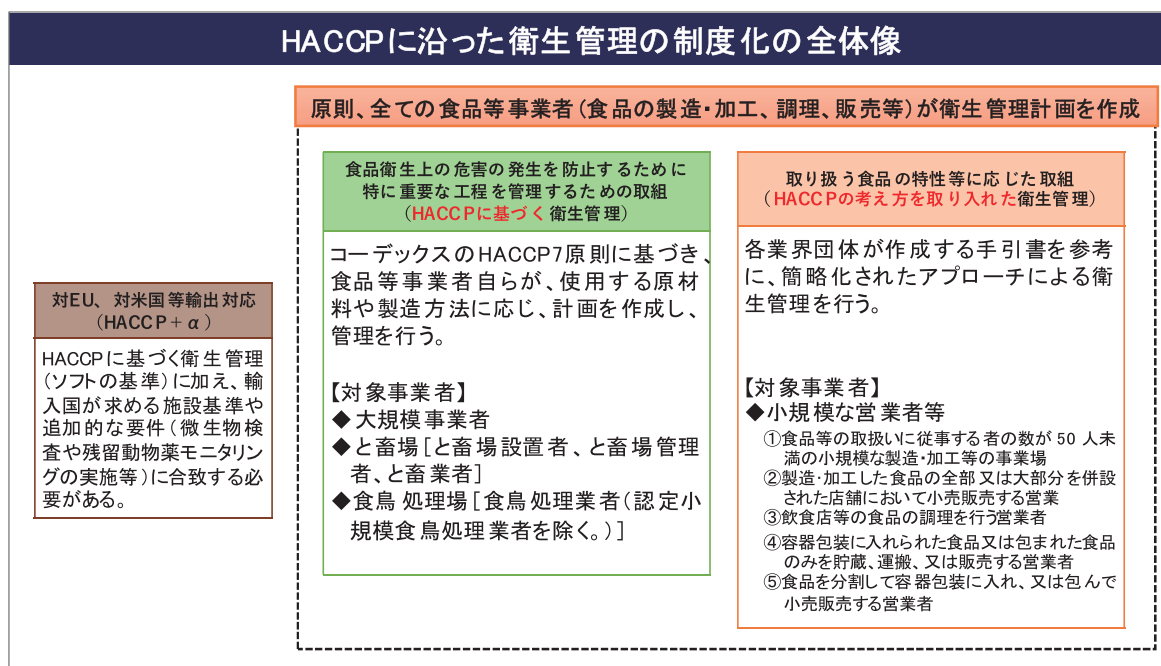
GAPとは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。生産履歴の記帳により、農産物の安全・安心の信頼確保や問題が発生した場合の原因究明の迅速化が図られるほか、コンプライアンスへの対応や、経営や栽培技術の改善にもつながるメリットがあります。



「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着の推進

HACCP（危害分析・重要管理点方式）は、従前から、国際標準の食品衛生管理手法として輸出など商取引の際の要件とされてきました。

平成 30 年 6 月に改正された食品衛生法により、原則として全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、「HACCP に沿った衛生管理」の実施が求められています。



HACCP に沿った衛生管理の制度化の全体像（参考：厚生労働省資料）

県内事業者のほとんどは『HACCP の考え方を取り入れた衛生管理』の対象となる小規模事業者等に該当すると考えられます。『HACCP の考え方を取り入れた衛生管理』は、事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を利用して、比較的容易に取り組むことができます。

県及び高知市では、事業者が「HACCP に沿った衛生管理」を実施することにより流通食品全体の安全性の向上に繋げるため、制度の周知及び助言・指導を行います。

取組内容

- ◆積極的な制度の周知及び丁寧な相談対応を行い、食品等事業者の「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着を支援します。
- ◆食品等事業者が自ら「HACCP に沿った衛生管理」の PDCA サイクルによる衛生管理ができるよう、助言・指導を行います。

※HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析・重要管理点)

…原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程の中で特に重要な部分を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法。(用語解説：P47 参照)



食品表示に関する普及啓発

食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。

食品表示に関係する法令は、食品表示法だけでなく、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法など多岐にわたるため、それぞれの法令の所管部署間が連携し、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して啓発や指導を行っています。

また、食品を利用する消費者にそれらの情報が正しく伝わる必要がありますので、食品表示の利活用について普及啓発を図ります。

取組内容

- ◆食品関連事業者には、適切な表示方法について啓発を行い、表示制度の推進を図ります。
- ◆消費者には、食品を選ぶ際の参考となるように、食品表示の利用方法について普及啓発を行います。



リスクコミュニケーションの推進

生産者、食品関連事業者、行政等が行う「食の安全」への取組を、消費者の「食の安心」につなげるためには、関係者間の相互理解を図り、信頼関係を構築、確立していくことが重要です。そのため、県及び高知市では、食品の安全性に関する情報提供のほか、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。

意見交換会によるリスクコミュニケーションは、消費者が持つ疑問や不安を対話方式により解消できる機会であり、また、事業者や行政の取組を知ることによって信頼関係の構築が期待できるため、積極的に推進していきます。

取組内容

- ◆食品の安全性に関する情報を積極的に提供します。
- ◆食の安全・安心を脅かす事案や新たな科学的知見の情報など、県民・市民の関心が高いテーマを選定し、意見交換会を開催します。



意見交換会

リスクコミュニケーション（Risk Communication）

リスクコミュニケーションとは、リスク対象について関係者間で情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動をいいます。

関係者が一堂に会した意見交換会だけでなく、講演会やシンポジウム、工場見学等の参加型のものや、広報紙、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ウェブページなど様々な媒体を通じた情報発信等も、広義の「リスクコミュニケーション」に含まれます。

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

①安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

- ・農薬の適正使用の指導
- ★・環境保全型農業の推進

②安全・安心な畜産物の生産及び供給

- ・動物用医薬品等の適正使用の指導
- ・牛のトレーサビリティシステムの指導

③安全・安心な水産物の生産及び供給

- ・水産物産地市場の衛生確保
- ・動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導

④生産出荷段階における農林畜産物の検査

- ・農産物の残留農薬検査
- ・BSE 検査
- ・貝毒対策

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

①「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着の推進

- ★・「HACCP に沿った衛生管理」の制度化の周知及び助言・指導

②食品営業者及び製造施設等に対する監視指導

- ・「食品衛生監視指導計画」による監視指導
- ・食品関連施設に対する食中毒予防の重点指導

③食中毒予防

④流通食品の検査

(3) 消費段階における安全・安心の確保

- ・県民向けの食中毒予防等の普及啓発

(4) 県民からの相談等による立入調査等

- ・県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施

(5) 認証制度の推進

- ・高知県版 HACCP 認証制度の推進

(6) 調査研究等の推進

- ・安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

①食品表示の監視指導

- ・製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導

②食品表示に関する普及啓発

- ★・食品表示制度や食品表示の利活用方法の普及啓発

(2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

- ・食の安全・安心に関する情報の迅速で分かりやすい提供

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

- ・連携した危機管理体制による迅速な対応

(2) 食育の推進

- ・学校、保育所・幼稚園等、地域等ごとに連携して行う食育の促進
- ・地産地消の推進

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援

- ・環境保全型農業に取り組む園芸高知の PR、県産農産物のブランド力の向上と販売拡大
- ・水産物鮮度管理技術の定着

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

- ★・相互理解及び食品に関する認識を深めるための意見交換会（リスクコミュニケーション）の実施

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

第4章 食の安全・安心確保のための取組

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

【農薬の適正使用指導】

現状と課題

- 安全・安心な農産物を消費者に提供するには、農薬使用基準を遵守した適正な使用を推進するとともに、その使用状況などの生産履歴の記帳も併せて推進することが求められています。
- 平成18年5月から、食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、全ての農薬に残留基準が設定されました。農薬の使用に当たっては、これまで以上に適正な使用が求められています。
- 生産量の少ない、いわゆるマイナー作物では、病虫害防除に使用できる登録農薬が少ないことから、安定供給に支障を来すことが懸念されます。

取組の方向

- ① 県の病虫害等防除指針や各作物の栽培指針に基づく病虫害防除指導を実施します。
- ② 農薬安全使用講習会などを実施するとともに、農薬の取扱いに当たって指導的役割を担う農薬管理指導士の育成を行います。
- ③ 各生産者に対し、生産組織などを通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。
- ④ 行政・農業団体などが一体となって、生産履歴の記帳を推進します。
- ⑤ 県内のマイナー作物に対する農薬の登録要望を集約して農薬メーカーに登録申請を要請するとともに、登録に必要なデータを作成し、農薬登録を促進していきます。

数値目標

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
農薬取締法違反による出荷の自粛 (環境農業推進課)	0件	0件
防除履歴の記帳率 (農協生産部会に属する野菜農家) (環境農業推進課)	92%	100%
マイナー作物の農薬登録データの作成 (環境農業推進課)	6件/年	5件/年

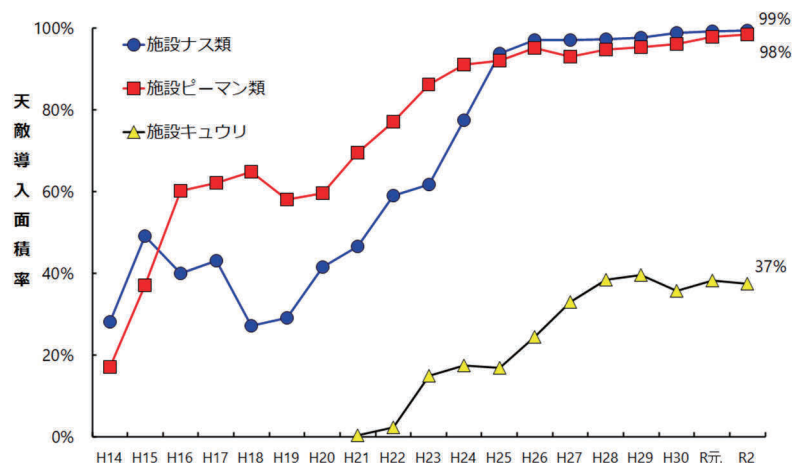
【担当課】環境農業推進課、木材産業振興課

【環境保全型農業の推進】

現状と課題

- 持続可能な社会システムへの転換が求められるなか、農業生産の場においても、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、周辺環境への影響に配慮した環境保全型農業への取組が進められています。
- 施設野菜を中心に天敵や生物農薬の利用などによる総合的な病虫害防除技術の導入により化学合成農薬の使用量は減少しています。

【主要果菜類における天敵導入面積率の推移】



取組の方向

- ① 土づくりと化学肥料・農薬の低減は環境保全型農業推進のための基礎技術として位置づけ、農業生産工程管理（GAP）への取組と併せて普及推進を図ります。
- ② 交配昆虫（ミツバチなど）や天敵などに加え、省力的な病害防除技術などを組合せた総合的な病虫害・雑草管理（IPM）の導入を図ります。



タバコカスミカメ(天敵)



ミツバチ(交配昆虫)



常温煙霧機

数値目標

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
県版 GAP 以上の実践農家数（品目別累計）	902 戸	(令和5年度) *1 1,600 戸
病害版 IPM 技術の新規導入技術数（累計）	0	(令和5年度) *1 7

*1 第4期高知県産業振興計画（令和2～5年度）における目標値。第5期計画において令和6年度以降の目標値を設定する予定

【担当課】環境農業推進課

② 安全・安心な畜産物の生産及び供給

現状と課題

- 畜産物中の動物用医薬品、飼料添加物の残留が人の健康を損なう恐れがあることから、ポジティブリスト制度の導入により対象物質の残留を防止することが重要です。
- 生産者の顔が見える畜産物の提供が求められるなか、牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装着の徹底による生産履歴情報の確保が不可欠です。
- 安全な畜産物の生産は、疾病にかかっていない家畜を飼うことから始まります。そのためには、疾病の予防対策が必要です。
- 令和2年度に宿毛市の養鶏場で県内初となる高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、関係機関の協力により、迅速に防疫対応を完了し、続発を防ぐことができました。今後も農場における感染状況の監視、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病の発生予防対策や万一の発生に備えた対策を強化する必要があります。

取組の方向

- ① 産業動物診療獣医師に対して、医薬品医療機器等法に基づく動物用医薬品の適正な使用を指導します。
- ② 生産者に対して、飼料添加物の用法と休薬期間を遵守するよう指導を徹底します。
- ③ 牛の飼養農家に対して、耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
- ④ 家畜用ワクチンによる自衛防疫を推進し、健康な家畜から安全な畜産物の生産を目指します。
- ⑤ 家畜伝染病については、生産段階への監視体制を維持し、防疫マニュアルに基づきまん延を防ぐとともに、万一発生した場合は迅速に制圧します。

牛耳標



牛耳標の装着



数値目標

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
産業動物診療獣医師に対する指導率	100% (12名)	100%
畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100% (269戸)	100%
牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率	100% (206戸)	100%
自衛防疫実績(ワクチン接種)	牛: 5,700頭 豚: 115,460頭 鶏: 1,234,000羽	牛: 3,000頭 豚: 85,000頭 鶏: 1,200,000羽
高病原性鳥インフルエンザ監視(立入検査)	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸
高病原性鳥インフルエンザ監視(モニタリング)	830羽	720羽以上

【担当課】畜産振興課

③ 安全・安心な水産物の生産及び供給

【水産物産地市場の衛生確保】

現状と課題

- 衛生的で安全な水産物の供給を目指し、県内の水産物産地市場における衛生管理の向上を図っています。
- 衛生管理に優れた産地市場を認定する「優良衛生品質管理市場・漁港認定制度」の認定取得を目指し、各地域において講習会を開催するなどして、水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上に取り組んできました。
- 取組の結果、すくも湾中央市場、高知県漁協清水魚市場、高知県漁協室戸岬魚市場の3市場が認定されました。(令和3年9月現在、全国で26市場認定)

取組の方向

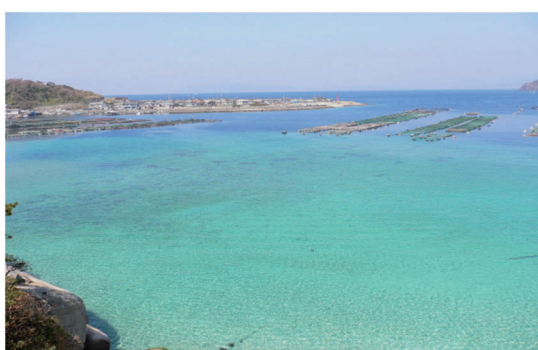
- ① 今後、水産物市場の施設更新の際は、優良衛生品質管理市場の認定を視野に入れた施設(ハード面)の整備を目指します。
- ② 認定市場の衛生管理スキル(ソフト面の取組)について、他の市場にも普及を図り、県内水産物市場全体の衛生管理意識の底上げを目指します。

【担当課】水産政策課

【動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導】

現状と課題

- 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、養殖水産物の食品としての安全・安心の確保に努めてきました。平成24年度から令和2年度の間、動物用医薬品（水産用医薬品）の不適正な使用などは確認されていません。
- 消費者の食の安全・安心を確保するため、引き続き巡回指導、講習会及び文書指導などを実施することにより、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導の徹底を図る必要があります。



養殖場(宿毛湾)



マダイの養殖

取組の方向

- ① 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間の遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、消費者の食の安全・安心の確保に努めます。



漁業指導所での指導

【担当課】水産業振興課

④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査

【農産物の残留農薬検査】

現状と課題

- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬などについても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、適正な農薬の使用はもちろん、他の作物へのドリフトなどにも注意する必要があります。
- 農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。
- 令和 2 年度の農薬残留事故は 0 件でしたが、近年の農薬残留事故は、生産者の自己責任によるものだけではなく、過去に使用した農薬が土壌などに長期間滞留し、作物に吸収されて検出されるという事例も見られており、農薬の環境中の動態について、より詳細な調査が必要となっています。

取組の方向

- ① 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳に併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

【担当課】環境農業推進課

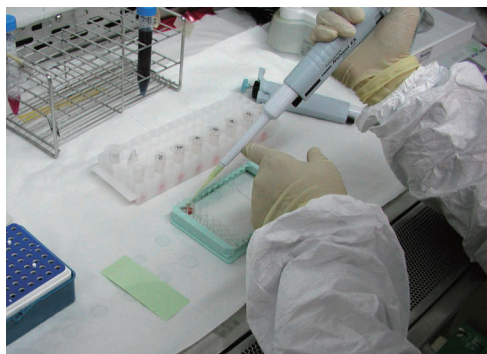
【BSE検査】

現状と課題

- BSE 対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認や BSE の発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛 BSE 検査が必要です。

取組の方向

- ① 96 か月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE 検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。



BSE 検査

数値目標

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 8 年度)
死亡牛に対する BSE 検査	96 か月齢以上の死亡牛全頭 (58 頭)	96 か月齢以上の死亡牛全頭

【担当課】 畜産振興課

【貝毒対策】

現状と課題

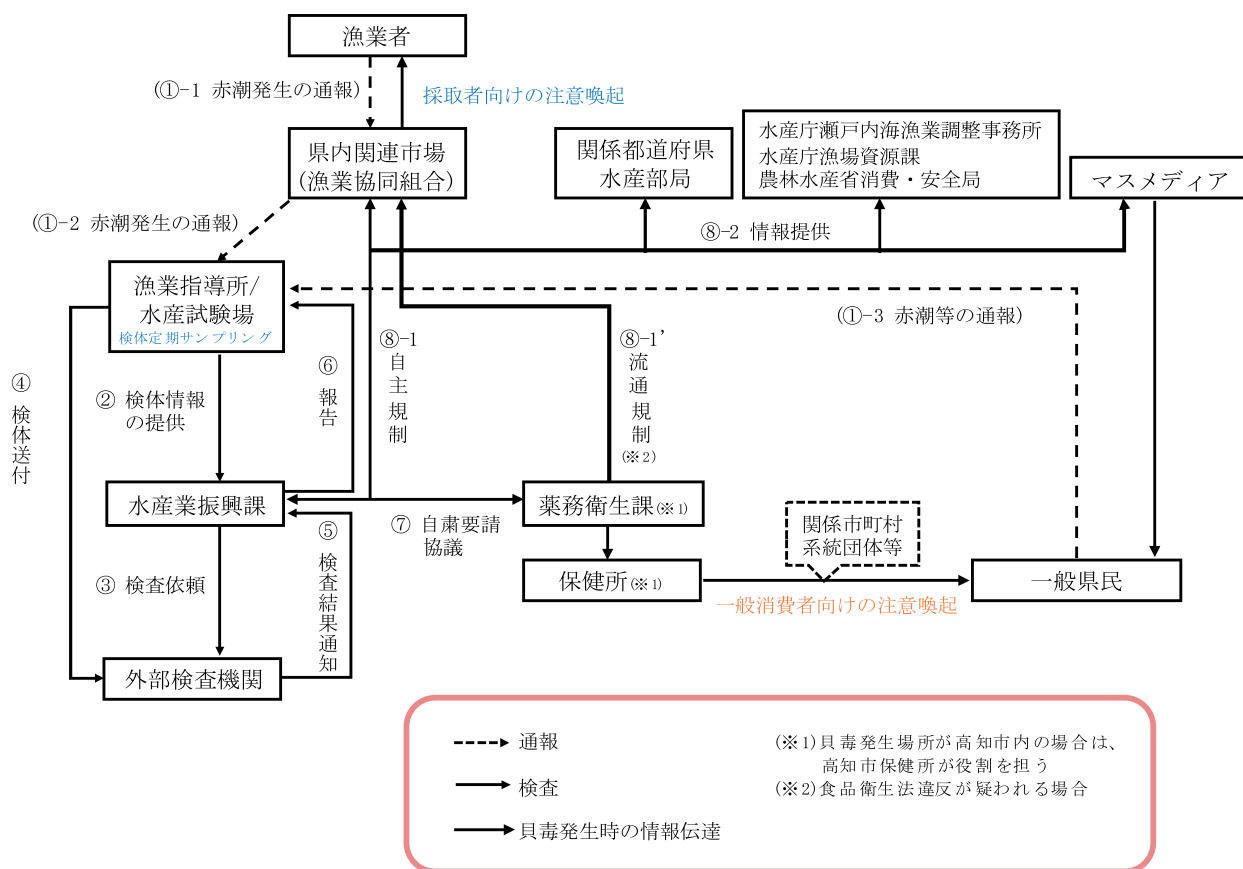
- 野見湾、浦ノ内湾、足摺湾及び宿毛湾における貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合はもちろんのこと、一般県民に対して採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

取組の方向

①：水産業振興課 ②：水産業振興課、薬務衛生課

- ① 野見湾、浦ノ内湾、足摺湾及び宿毛湾において貝毒プランクトンのモニタリング調査を実施するとともに貝毒検査を実施することによりアサリなどの二枚貝の食品としての安全性の確保に努めていきます。
- ② 貝毒発生時には、関係機関と連携し、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安全・安心の確保に努めます。

〔貝毒発生時の連携〕



数値目標

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
貝毒発生モニタリング検査 (水産業振興課)	貝毒検査：延べ35回 プランクトン検査： 延べ128回	継続実施

【担当課】水産業振興課、薬務衛生課

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

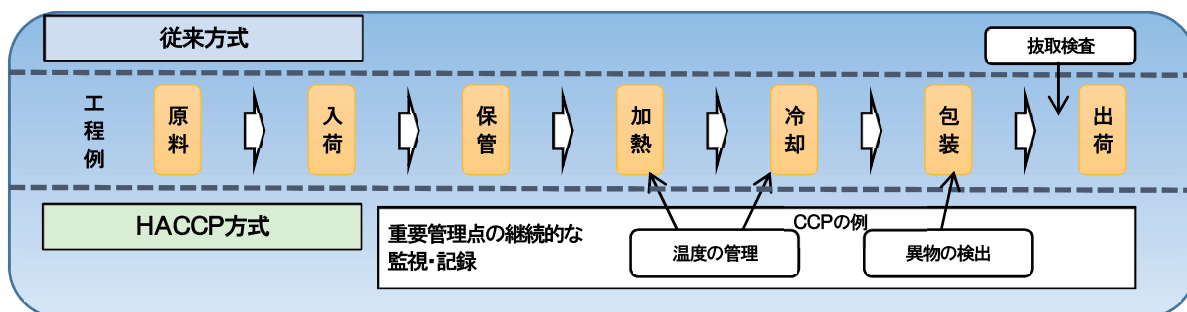
① 「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着の推進

現状と課題

- 流通食品全体の安全性の向上を図るため、平成 30 年に食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、「HACCP に沿った衛生管理」の実施を求められています。(HACCP 制度化)

小規模事業者等については、事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を利用して、比較的容易に取り組めるものとなっており、県内事業者のほとんどは手引書の内容に取り組むことで「HACCP に沿った衛生管理」の実施が可能と考えられます。

- HACCP 制度化は令和 3 年 6 月に完全施行されましたが、依然として食品等事業者の認知度や取組の定着等に課題があり、今後も制度の周知や適切な助言・指導が必要です。



従来方式と HACCP 方式との違い

取組の方向

- ① 積極的な制度の周知及び丁寧な相談対応を行い、食品等事業者の「HACCP に沿った衛生管理」の導入・定着を支援します。
- ② 食品等事業者が自ら「HACCP に沿った衛生管理」の PDCA サイクルによる衛生管理ができるよう、助言・指導を行います。
- ③ 食品等事業者に応じた助言・指導を行うため、食品衛生監視員の人材育成を行います。

〔参考〕 営業者が実施すること

- (1) 「一般的な衛生管理」及び「HACCP に沿った衛生管理」に関する基準に基づき、衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成する。
- (3) 衛生管理の実施状況を記録し、保存する。
- (4) 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に（及び工程に変更が生じた際等に）検証し（振り返り）、必要に応じて内容を見直す。

【担当課】 薬務衛生課、高知市保健所

② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導

現状と課題

- 食品製造・加工技術の進歩により、多種多様な食品が県内で製造されるようになりました。また、物流技術の発達やインターネット販売の普及等により、広域的に販売されるようになっています。
- 県及び高知市では、平成 16 年度から年度ごとに「食品衛生監視指導計画」を作成し、食品営業施設、給食施設、と畜場、食鳥処理場等を計画的に監視指導しています。県人口の減少に伴い、食品営業施設数も減少傾向にあるため、監視対象施設は減少しています。
- 食品関連施設に対する監視指導や食品営業者を対象とした講習会の開催等により、衛生管理の意識向上を図っています。
- 食品衛生法の改正により営業許可業種の見直しがされたことから、新設・統合された営業許可業種の施設に対しては特にフォローを行う必要があります。
- 野生鳥獣肉（ジビエ）に対する関心の高まりから、捕獲したシカ及びイノシシを衛生的に処理、供給するための指針として、平成 27 年に「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」（令和 4 年 3 月一部改訂）を作成し、啓発をしています。
- 食品営業者が組織する（一社）高知県食品衛生協会においても、食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、食品衛生向上の啓発普及や自主管理の推進に努めています。
- 食中毒や食品等の規格基準違反、異物混入などの事案発生状況を踏まえ、効果的及び効率的な取組を実施し、安全な食品の製造と流通を確保していくことが必要です。

取組の方向

①～⑤：薬務衛生課、高知市保健所 ⑥：鳥獣対策課

- ① 食品営業施設を食中毒や食品事故などの発生リスクによりランク分けして「食品衛生監視指導計画」を作成し、効果的かつ計画的な監視指導に取り組みます。
- ② 大量調理施設及び過去に食品事故が発生した施設などについては、特に重点的に監視指導を実施していきます。
- ③ 食品衛生法の改正により新設・統合された営業許可業種の施設において、施設基準の遵守及び「HACCP に沿った衛生管理」の取組がなされるよう、監視指導及び助言を行います。
- ④ 食品営業施設の監視結果などについて、ホームページ等による情報提供を行います。
- ⑤ 取組にあたっては（一社）高知県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員を中心として、食品衛生の向上に向けた取組を行います。
- ⑥ ジビエの安全な取扱いについて啓発します。また、「よさこいジビエフェア」により飲食店への利用促進を図ります。

数値目標

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 8 年度)
食品衛生監視指導計画の監視指導達成率 (薬務衛生課、高知市保健所)	94%	100%

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、鳥獣対策課

③ 食中毒予防

現状と課題

- 平成 29 年から令和 2 年にかけての食中毒の発生件数は平均 12.8 件（1 年当たり）で、平成 24 年から平成 28 年の平均の約 1.8 倍となっています。
- 病因物質別の発生件数では、アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスによるものが上位を占めています。
- アニサキスによる食中毒は平成 29 年から急増しており、食品等事業者が行う対策に加え、消費者自身が調理する場合の対策についても啓発が必要です。
- 生や半生の状態の鶏肉によるカンピロバクター食中毒（疑い事例含む）の発生事例が相次いでいるため、十分な加熱の必要性について啓発が重要です。
- 例年、ノロウイルスによる食中毒や感染症が発生していることから、食中毒予防対策の充実強化を図るとともに、食中毒及び感染症両面からの調査・措置を行うことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行以降、テイクアウトや宅配事業者が増加しています。
- 食中毒予防は、消費者に対しても広く啓発していく必要があります。

取組の方向

- ① 特に発生件数の多いアニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスによる食中毒に重点を置き、予防のための食品衛生知識の普及啓発に取り組みます。
- ② 食品営業施設における「HACCP に沿った衛生管理」の定着を推進することで、食中毒の発生リスクの低減に取り組みます。
- ③ 食品等事業者及び消費者に対し、講習会やホームページ等において、具体的な事例を交えた情報提供により食中毒予防啓発を行います。
- ④ 食品衛生監視指導計画に基づき、特に食中毒発生のリスクが高い施設に対する重点的な監視指導や、夏期・年末一斉取締等を実施します。
- ⑤ 食中毒発生時には、原因施設と病因物質の疫学調査を行い、原因究明を徹底し、再発防止を図ります。
- ⑥ ノロウイルスによる食中毒対策として、適切な手洗いと食品取扱い者の健康管理について特に啓発を行います。
- ⑦ 食肉の生食に対するリスクについては、食品営業施設だけでなく、消費者へも情報提供をしていきます。
- ⑧ 多様化する食品の提供形態に応じて、食中毒予防啓発を行います。

数値目標

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 8 年度)
食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数	327 回	300 回以上
消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数	24 回	90 回以上
食中毒発生件数 (*1)	12.8 件 (平成 29～令和 2 年の平均)	減少させる

*1 食中毒件数は年次統計

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所

④ 流通食品の検査

現状と課題

- 食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階の国産・輸入食品を対象に、食品の残留有害物質や食品添加物、残留農薬などの検査を実施しています。
- 放射性物質に汚染された食品に対する県民の不安を解消するため、県内流通食品をモニタリング検査しています。平成 29 年度以降は、検出限界値以下の結果が続いています。
- 食用としてと畜場に搬入された家畜は、食肉検査により合格したものだけが食肉として流通しています。
- アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を防ぐために、食品製造施設などに対する表示指導とともに、アレルギー物質検査を実施しています。
- 試験検査の精度管理を徹底し、検査の信頼性の確保に努める必要があります。

取組の方向

①～⑥：薬務衛生課、高知市保健所 ⑦：保健体育課

- ① これまでに実施した検査状況や最新の情報を考慮して、計画的に食品の検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 県内に流通する食品（輸入食品含む）について、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の残留有害物質や食品添加物、放射性物質などの検査を実施し、残留基準や食品等の規格基準に適合しない食品の流通を排除します。
- ③ アレルギー物質含有食品や遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示内容と異なる検査結果の場合は、食品製造業者などに対して立入調査や指導を行います。
- ④ 食肉の安全性を確保するため、と畜場等において食肉検査を実施し、疾病の排除及び食肉衛生の向上に努めます。
- ⑤ 信頼性の高い検査を迅速に行うため、衛生環境研究所、各保健所、食肉衛生検査所などの精度管理を徹底するとともに、検査技術の維持・向上に努めます。
- ⑥ 食品関連事業者は、自らの食品の安全確保への取組として、食品検査センターなどによる自主検査の実施に努めます。
- ⑦ 「学校給食衛生管理基準」に基づき、定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行い、学校給食の食材の安全確認に努めます。

数値目標

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 8 年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率 (薬務衛生課、高知市保健所)	81%(*1)	100%

*1 令和 2 年度は新型コロナウイルス対応のため検査を縮小した期間有り

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、保健体育課

(3) 消費段階における安全・安心の確保

現状と課題

- 講習会等により、消費者に対して食中毒予防など食の安全性に関する普及啓発を行っています。
- 広報紙やホームページ等により、県民に対して食の安全・安心に関する情報提供を行っています。
- 食品ロス削減の取組の一環として、外食等で残った料理を消費者が自己責任の範囲で持ち帰ることが推奨されており、持ち帰った料理の衛生上の留意点について、消費者の十分な理解が必要です。

取組の方向

①②：薬務衛生課、高知市保健所 ③：県民生活課

- ① 食中毒予防や食品表示の利用方法などは、消費者に対しても広く啓発する必要があるため、出前講座などの機会を通じて積極的に情報提供を行います。
- ② ホームページ等を通じて、食の安全性確保に関する県民への情報提供を行います。
- ③ 外食等で持ち帰った食品の衛生上の注意事項について、消費者に周知を図るとともに、持ち帰りを実施する外食事業者等に対し、消費者への注意喚起を働きかけます。

【担当課】薬務衛生課、県民生活課、高知市保健所

(4) 県民からの相談等による立入調査等

現状と課題

- 関係各課、各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談等が数多く寄せられています。
- 各保健所及び高知市保健所への相談内容は、食品表示、異物混入、有症が主なものとなっています。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。
- 県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。

取組の方向

①～④：全担当課

- ① 食の安全・安心に関する担当課及び出先機関の相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受け付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる疑いのある事案の相談や情報提供があった場合は、内容に応じて関係法令等に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 措置や立入調査に際しては、必要に応じて関係部局や関係団体などが連携・協力して適切な対応を行います。
- ④ 突発的な危害情報に対しても迅速に対応できるよう、日頃から関係機関や関係部局等との連携を図ります。

【担当課】薬務衛生課、環境農業推進課、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、高知市保健所

(5) 認証制度の推進

【農産物及び生産者の取組】

現状と課題

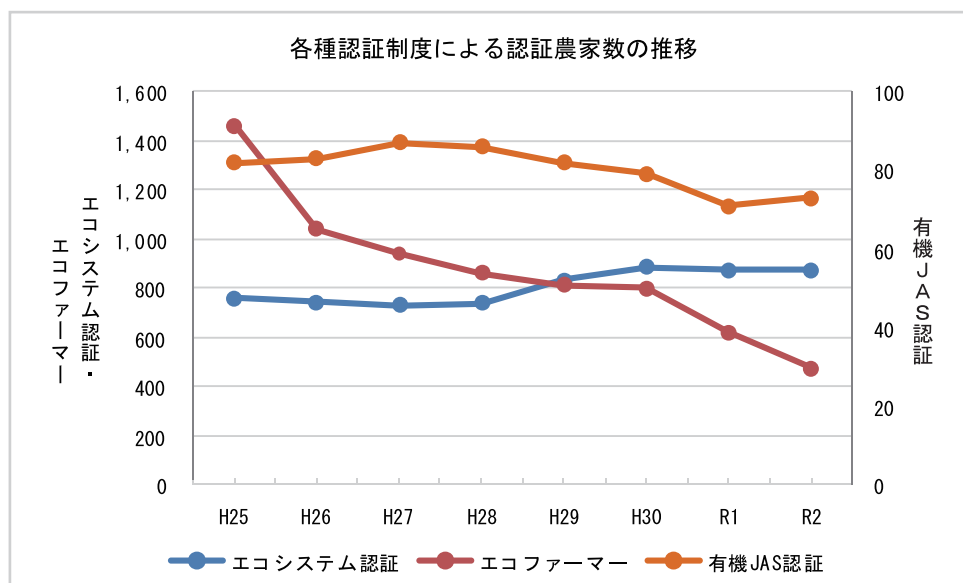
- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬などによる栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負荷を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物などを供給するため、様々な認証制度の取得を支援しています。
- 高知県農業協同組合が実施するエコシステム栽培認証(*1)については、平成12年の創設以降、対象品目及び認証数は増加し続けており、県産園芸品の安全・安心確保と環境保全農業推進に向けた取組として普及しています。
- 有機農業（有機農業推進法で定義される「化学的に合成された肥料・農薬及び遺伝子組換え技術の不使用」の要件を満たした農業）については、令和3年4月に改定した高知県有機農業推進基本計画に基づき推進を図っており、その一環として有機JAS認定取得支援（認定費用の補助等）のほか技術習得支援を行っており、有機JAS認定取得は一定の数で推移しています。
- 農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組、農業生産工程管理（GAP）の取組についても推進しており、この認証取得支援（認証費用の補助）を行っています。

*1 エコシステム栽培認証（平成31年1月から登録制度に移行）

総合的病害虫・雑草管理（IPM）を基本に、農業環境規範による土づくりや適正施肥、農業生産工程管理（GAP）による点検、生産履歴記帳等の実施事項を組み合わせた栽培方法を「エコシステム栽培」として管理要件を設定し、認証する制度。

取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農作物などの供給を図るため、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。



数値目標

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 8 年度)
有機 JAS 認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積	134ha	(令和 12 年度) 408ha (*1)

*1 高知県有機農業推進基本計画における目標数値

【担当課】環境農業推進課

【農産物に関する主な認証制度】

制度名	認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示
有機食品の検査 認証制度 (有機 JAS)	登録認定機関 (NPO 法人高 知県有機農業認 証協会ほか)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法を採用したほ場において生産された農産物や、それらを使った加工食品を対象として認定事業者が格付を行う。 対象業種：農業者、加工業者、小分け業者	 認定機関名 認定番号
エコファーマー (持続性の高い農業生産方式導入計画認定農業者)	県	持続性の高い農業生産方式(たい肥等による土づくりと化学肥料、農薬使用の低減を一体的に行う生産方式)を導入するため「導入計画」を策定した農業者を知事が認定。 対象業種：農業者	エコファーマーマークは、平成 23 年 3 月末をもって利用が停止されました。
エコシステム栽培登録	高知県農業協同組合	化学合成農薬の使用だけに頼らず生態系や生産物への影響を小さくする、人や環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術を取り入れた栽培管理の基準を設けて登録。〔エコシステム栽培〕さらにそれを進めた「特別栽培農産物」の審査・登録があります。 対象業種：農業者	 高知はおいしい エコシステム栽培  高知はおいしい 特別栽培農産物
GAP 認証 ・ JGAP ・ ASIAGAP ・ GLOBALG.A.P.	民間団体	農業において、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組について第三者機関が審査・認証 対象業種：農業者	 登録番号 123456789  Reg. A123456789

現状と課題

- 「高知県食品総合衛生管理認証制度」は、創設当時は段階的に HACCP システムを導入することを目指した認証制度でしたが、食品衛生法の改正により原則すべての食品等事業者が「HACCP に沿った衛生管理」を実施することとなったことから、認証基準の見直しを行いました。

県独自の認証・認定制度

H15 「高知県食品衛生管理認証制度」

H23 「高知県食品高度衛生管理認定制度」

↓ 国際標準の HACCP 手法導入が商取引において
求められるようになり、二つの制度を統廃合

H28.6 「高知県食品総合衛生管理認証制度」創設

令和 3 年 4 月から適用されている認証基準は、HACCP 制度化に対応するとともに、第 3 ステージについては、食品安全マネジメントシステムの視点を取り入れた内容となっています。

- 改正食品衛生法で全ての食品等事業者に求められている内容に加え、施設の状況に応じた取組を定めて管理を行っている施設を認証することで、より安全性の高い食品の流通を促進するとともに、消費者が安心して食品を選択する目安となります。
- 高知県版 HACCP は商品単位での認証であるため、施設の製造商品の一部で認証を取得した事業者が、施設全体で HACCP システムを運用できるようになることが課題です。
- 従前の認証基準で認証を取得した事業者は、改正食品衛生法に対応するには取組を追加しなければならない場合があり、周知とともに事業者の自主的な取組の促進が必要です。

取組の方向

①～④：地産地消・外商課 ①～③、⑤⑥：薬務衛生課

- ① HACCP システムや食品安全マネジメントシステムの構築に関心を持つ食品関連事業者に対し、制度の周知を図り、認証取得を促していきます。
- ② 取組にあたっては、衛生部門及び産業振興部門で連携を取りながら進めていきます。
- ③ 認証マークの普及をすすめ、消費者の関心を高めていきます。
- ④ 現地指導に加えて、オンラインを活用した研修や書類指導等を組み合わせることで、事業者のレベルに合わせた HACCP 手法の習得を支援していきます。
- ⑤ 食品衛生監視指導計画に基づき、認証施設への立入を行い、取組の定着を確認します。
- ⑥ ホームページへの情報公開により認証施設の取組を「見える化」し、認証制度のブランド化に取り組みます。

数値目標

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 8 年度)
高知県食品総合衛生管理認証施設数 (地産地消・外商課、薬務衛生課)	(参考値) 旧基準 第 3 ステージ 77 施設	(令和 5 年度) *1 第 2 ステージ以上 200 施設

*1 第 4 期高知県産業振興計画（令和 2～5 年度）に準ずる目標値。第 5 期計画において令和 6 年度以降の目標値を設定する予定

【担当課】薬務衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

【認証制度の概要】

制度名	認証機関	制度の内容、対象業種等
高知県食品総合衛生 管理認証制度 	県	県が定めた認証基準により、HACCPに沿った衛生管理を実施する 県内の食品取扱施設を認証する制度。取組内容に応じて、3つの認証 区分を設けている。 ・第1ステージ：「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」相当 ・第2ステージ：「HACCPに基づく衛生管理」相当 ・第3ステージ：食品安全マネジメントシステムによる管理 対象：県内の食品取扱施設

【担当課】薬務衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

（６）調査研究等の推進

現状と課題

- 県の各試験研究機関では、安全・安心な農林水産物の生産・加工などに関する様々な調査研究を推進しています。
- 食品衛生監視指導においては、業務で得られた知見等の共有を図ることにより、課題解決に取り組んでいます。
- 進歩する食品の加工・製造技術や分析検査技術に対応するための研鑽と、技術の継承が重要です。

取組の方向

①：環境農業推進課 ②③：薬務衛生課、高知市保健所

- ① IoT や AI を活用した病虫害の早期発見、環境制御による病害防除技術、農産物鮮度保持に関する研究を推進します。さらに、新規土着天敵の利用技術開発による IPM 技術のさらなる拡大を図ります。
- ② 食中毒に起因する危害の情報収集と蓄積を図り、食品などの安全性に関する調査研究を推進します。
- ③ 食品衛生に関し、効果的な監視指導方法や食品衛生に関する疑義について検討や調査研究を行います。

【担当課】薬務衛生課、環境農業推進課、高知市保健所

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

① 食品表示の監視指導

現状と課題

- 平成 27 年 4 月に施行された「食品表示法」は、経過措置期間が令和 2 年 3 月末で終了し、完全施行され、その後も部分的に制度改正が行われていることから、食品関連事業者に対し、適正な食品表示がなされるよう、啓発や指導を行っています。
- 食品表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっているため、食品表示法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法、米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）などの関係法令に基づき、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して指導を行っています。
- 食品表示の所管は複数の担当課にわたっており、関係課で不適切な事案を共有するなど、連携を図るとともに、製造・販売事業者などに対して改善につながる効果的な指導を行っています。引き続き、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高めていく必要があります。

取組の方向

①②：全担当課 ③：農産物マーケティング戦略課

- ① 食品表示に関する担当課や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導を実施します。
- ② 監視指導の結果、不適切な表示があった場合には、関係法令等に基づき、速やかな情報回付や立入調査等を行います。
- ③ 消費者グループ等からの推薦や公募を通じて「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示の適正化を推進します。

数値目標

項目	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 8 年度）
食品表示監視指導回数 （薬務衛生課、農産物マーケティング戦略課、 高知市保健所）	33 回	54 回以上
食品表示ウォッチャーの数 （農産物マーケティング戦略課）	20 名	20 名

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、県民生活課

【食品表示に関する主な法律】

法律名	表示の目的	表示の対象	主な表示事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たす食品表示について、適正な表示を行わせることによって一般消費者の利益の増進を図る。	食品関連事業者等が販売する全ての飲食物	・名称、原材料名、添加物、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者名及び住所、製造者名及び製造所所在地、栄養成分の量及び熱量 ・アレルギー、特定保健用食品、機能性表示食品、遺伝子組換え食品、原料原産地名 等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する。	食品の広告にあたるものすべて	許可された内容に対して定められた事項を表示する。
	栄養の改善や健康の増進を図り、保健の向上を図る。	病者用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品など、特別の用途に適する旨の表示をするもの	
景品表示法	一般消費者を不当に誘引し一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する不当表示を規制する。	商品、容器の包装、チラシ、パンフレットなど商品の情報を表示しているもの	
計量法	計量の基準を定めて正確な計量の実施を確保する。	内容量の表示が必要な容器包装食品	・内容量、詰め込み者（販売者）の氏名又は名称及び住所
米トレーサビリティー法	米穀等の適正流通の確保及び一般消費者への産地情報の伝達	一般消費者向けに販売・提供される米及び米加工品	・産地（米加工品は原材料である米の産地）
医薬品医療機器等法	医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行う。	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等 （食品には、医薬品等と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。）	

食品表示例

商品名 高知家クッキー

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉（国内製造）、マーガリン（乳成分・大豆を含む）、砂糖、鶏卵／香料
内容量	100 g
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存
賞味期限	2022.12.31
製造者	高知家商店 代表者 黒潮太郎 高知県高知市丸ノ内 1-2-20

栄養成分表示 （1袋 100 g 当たり）	
熱量	522kcal
たんぱく質	5.7 g
脂質	27.6 g
炭水化物	62.6 g
食塩相当量	0.6 g

② 食品表示に関する普及啓発

現状と課題

- 食品関連事業者は、表示に関する全ての法令を正しく理解し、法令を遵守した適正な表示をすることが求められますが、関係法令が多岐にわたっていることや、頻繁に制度が改正されることから、適正な表示が出来ていないケースが見受けられます。
- 食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。そのため、適正な食品表示を推進することは、消費者の食に対する信頼を高めるうえでも、重要となります。
- 食品関連事業者に対する普及啓発を継続して行うとともに、表示を利活用する消費者に向けた普及啓発も必要です。

取組の方向

①：全担当課 ②③：農産物マーケティング戦略課 ④⑤：薬務衛生課、高知市保健所

- ① 消費者が安心して食品を購入できるように、食品表示関係部局及び関係機関等と連携しながら適正な食品表示を推進します。
- ② 食品表示に対する正しい理解を深め、適正な食品表示を推進するため、直販所等も含めた食品関連事業者を対象とするセミナー等を実施します。
- ③ 「食品表示ウォッチャー」に対する研修会を毎年実施し、食品表示制度の理解促進と、表示の適正化について県民と協働で取り組みます。
- ④ 県民が自らの健康づくりに役立てるために、栄養成分表示の活用方法や、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の正しい利用方法等について、啓発を行います。
- ⑤ 健康の保持増進効果等を標榜する食品について、消費者が適切に判断できるように情報提供を行います。

数値目標

項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
直販所や食品関連事業者を対象とした関係部局による食品表示研修会（回数） （農産物マーケティング戦略課）	6回	5回以上
食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習（回数） （薬務衛生課、高知市保健所）	120回	150回以上
消費者を対象とした食品表示に関する講習（回数） （薬務衛生課、高知市保健所）	5回	10回以上

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、水産業振興課、県民生活課

(2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用

現状と課題

- 不良食品による健康被害の拡大を防止するため、食品衛生法及び食品表示法が改正され、食品等の自主回収（リコール）を行った場合に、リコール情報を行政に届け出ることが義務化されました。
- リコール情報を有効活用し情報提供や回収を迅速に行うには、事業者において、使用原材料や流通経路を追跡できる仕組み（トレーサビリティシステム）を構築することも重要です。

※ 届出のあったリコール情報は、食品衛生申請等システム（<https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/>）から確認できます。

※ 事業者が食品等のリコール事案や回収状況を届け出る時には、食品衛生申請等システムの「食品等自主回収情報管理機能」（<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>）を利用または書面により、届出を行います。

取組の方向

- ① 事業者による食品等のリコール情報を確実に把握し、的確な指導や消費者への情報提供につなげることで、対象食品の喫食を防止し、健康被害を未然に防ぎます。
- ② 食品等のリコール情報の分析や改善指導を通じ、食品衛生法及び食品表示法違反の防止を図ります。
- ③ 講習会等の機会をとらえて、事業者及び消費者に対して制度の周知を行い、活用を促します。

【担当課】薬務衛生課、高知市保健所

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

現状と課題

- インターネットやマスメディア等を通じて、日々、食に関する情報が提供されていますが、中には特定の成分やリスクに偏った情報や、正確でない情報があり、食に対する不安が解消されない消費者も少なくありません。
- 消費者の食の安心につなげるためには、科学的根拠に基づく情報を収集し、分かりやすく提供することが求められます。

取組の方向

- ① 食品の安全性に関する情報（食品安全委員会が行う食品のリスク評価や、厚生労働省及び農林水産省によるリスク管理等）について、積極的に収集を行います。
- ② 収集した科学的根拠に基づく情報について、県民に分かりやすく提供していきます。

【担当課】全ての関係課

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

現状と課題

- 食品流通の広域化や輸入食品の増加に伴い、食品に関連する問題・事件も、より大規模化、複雑化する傾向があります。危機管理に関する各マニュアルの充実を図り、不測の事態に対応できるように備えておくとともに、危機事案発生時には関係機関と連携し、適切に対応できるような体制を整備しておく必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染に対し、県民の食に対する不安を解消するため、継続して県内流通食品の放射性物質検査と結果の公表を行っています。
- 高病原性鳥インフルエンザが県内養鶏場で発生した場合に備え、毎年度、全庁的な人員配置体制を確立し、初動対応演習を実施しています。
- 自然災害発生時の避難所等における食の安全・安心への備えも重要です。

取組の方向

①～③：全担当課 ④：薬務衛生課 ⑤：保健政策課、薬務衛生課

- ① 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換・共有を行います。
- ② 危機事案が発生した時は、関係部局による緊急会議等により実務的な対応について検討するとともに、必要に応じて緊急食品検査を実施します。
- ③ 原子力発電所事故の発生に備え、平成30年5月に「高知県原子力災害避難等実施計画(Ver.2)」が策定されました。県内における放射性物質汚染などの重大事故には、全庁的な対応を行います。
- ④ 大規模な食中毒の発生時や、輸入食品や広域流通食品による食品事故の発生時には、広域連携協議会や食品等のリコール情報を活用し、迅速に対応することで被害の拡大防止に努めます。
- ⑤ 南海トラフ地震発生に備え、避難所等における食中毒予防の啓発を行うとともに、地震発生時には、南海トラフ地震対策行動計画及び各関連計画・マニュアル等に基づき、食の安全・安心の確保のために行動します。

【担当課】全ての関係課

(2) 食育の推進

【食生活】

現状と課題

- 県では、食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う食育を学校、保育所・幼稚園等、職場、地域が連携してあらゆるライフステージで総合的かつ計画的に推進するため、「高知県食育推進計画」(第1期：平成19年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度、第3期：平成30年度～令和5年度)を策定しています。
- 文部科学省が実施した「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、高知県の子どもの朝食摂取率は、小学5年生男子80.4%、女子81.2%、中学2年生男子79.6%、女子73.1%、県で実施した「令和元年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査」では、高校2年生男子75.6%、女子79.4%となっています。将来の健康づくりのために自ら食品を選択したり調理したりできる児童生徒の育成や、望ましい生活習慣の定着に向けた指導を継続して行う必要があります。

(参考)「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(スポーツ庁調べ)

全国 小学5年生：男子82.2% 女子82.3%

中学2年生：男子81.6% 女子78.2% ※高校生は調査なし

- 食生活においては、エネルギーや食塩等の過剰摂取、野菜の摂取不足等による栄養の偏りや、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する肥満や生活習慣病の予防は引き続き課題である一方、若い女性のやせや高齢者の低栄養の問題も指摘されています。このため、県民一人ひとりが元気なからだをつくり健康寿命を延ばすことができるよう、必要な知識や実践力を身につけ、健全な食生活の実現を目指す必要があります。
- 情報が社会に氾濫する中で、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用する能力が必要となっています。
健康の保持増進のために、原材料や栄養成分、品質、食物アレルギーなどの表示から食品を選択することができる力を身につけられるよう、子どもの頃からの食育に取り組んでいく必要があります。

取組の方向

①②：全担当課 ③：保健政策課 ④幼保支援課 ⑤保健体育課

「高知県食育推進計画」に基づき、高知県の食育を計画的かつ総合的に推進するとともに、「食生活指針」の普及啓発に努めます。

- ① 市町村、家庭、学校、地域などが連携し、未来を担う子どもの食育や健康長寿を実現する食育を推進します。
- ② 食を育む環境づくりのため、市町村、食育関係団体、食品事業者等と連携し、ライフステージに応じた食育活動を展開し、健康的な食生活の普及啓発を行います。
- ③ 地域の食育推進活動の活性化のため、食生活改善推進員(ヘルスメイト)を育成するとともに、その活動を支援します。
- ④ 保育所・幼稚園等においては、日々の教育・保育や家庭支援を通じて、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。

- ⑤ 学校では、栄養教諭などを中心として学校給食を「生きた教材」として活用し、給食や教科等の時間に行う食に関する指導を通して、子どもたちが生きる力や感謝の気持ちなどを育み、望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校教育活動全体で食育を推進します。

また、学校給食において地場産物を定期的に使用する体制づくりを推進します。

数値目標

項目	現状値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
食育に関心を持っている県民の割合 （保健政策課）	（平成 28 年度）*1 54%	（令和 5 年度）*2 95%以上
朝食を必ず食べる児童生徒の割合 （保健体育課）	（令和元年度）*3 （男子）（女子） 小学生 80.4%、81.2% 中学生 79.6%、73.1% 高校生 75.6%、79.4%	（令和 5 年度）*4 小学生全国平均以上 中学生全国平均以上 高校生 85%以上
学校給食における地場産物の活用(金額ベース) （保健体育課）	（令和元年度）*5 54.1%	現状値から維持・向上 *6

*1 平成 28 年高知県県民健康・栄養調査結果

*2 第 3 期高知県食育推進計画（平成 30～令和 5 年度）における目標値

*3 小学生、中学生：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
（スポーツ庁：令和 2 年度は調査なし）

高校生：令和元年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果（保健体育課）

*4 第 3 期高知県教育振興基本計画（令和 2～5 年度）における目標値

*5 令和元年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査結果（文部科学省）

*6 第 4 次食育推進基本計画（令和 3～7 年度）における目標値

【担当課】保健政策課、幼保支援課、保健体育課

【地産地消】

現状と課題

- 地産地消の取組は、県民の農林水産業や食品に対する理解と関心を深めるとともに、地域食材の活用や食文化の伝承など食生活の質の向上や地域の活性化にもつながる有効な手段の一つとなっています。引き続き、地産地消の促進に向けて、市町村や関係団体とも連携しつつ、取組を進めていく必要があります。

取組の方向

- ① 「地産地消応援の店」(※1)の拡大を図るなど、県民や飲食店等との協働により、地産地消を推進します。
- ② 「土佐の料理传承人」(※2)による伝承講座を通じて、郷土料理の伝承に取り組めます。

※1 「地産地消応援の店」：県産農林水産物を積極的に生産・販売・活用している事業者・団体を県で登録

※2 「土佐の料理传承人」：県内の各地域で郷土料理について卓越した知識・技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいただく方を県で選定



伝承講座



伝承料理（皿鉢）

数値目標

項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
土佐の料理传承人（組織及び個人）による郷土料理伝承講座	3回/年	3回/年

【担当課】農産物マーケティング戦略課

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援

【農産物】

現状と課題

- 安全・安心な農産物生産のために、天敵、環境制御技術、さらに微生物農薬などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業技術の普及・定着に取り組んでいます。
- こだわりを持って生産された青果物を農業団体などが認証し、他の農産物と区分しての販売がなされています。また、農業団体が独自に自主的な残留農薬分析を行うなど、安心な青果物の供給確保を図っています。
- 直販所は、安全・安心・新鮮な地域食材を入手できる県民生活に密着した場となっています。近年の食の安全・安心に対する関心の高まりなどをうけ、より消費者ニーズを反映した店舗運営が求められています。

取組の方向

①④：環境農業推進課 ②③：農産物マーケティング戦略課 ⑤工業振興課

- ① 安全な農産物の生産を通じて、消費者の安心感をより高めるために、環境に配慮した農業技術の開発、普及、定着への取組をさらに進めます。
- ② 県内外に向けてメディアやSNSを活用したPRや販促活動、消費地との交流等を継続し、環境保全型農業に取り組む「園芸王国高知」を広く消費者にアピールし、県産農産物のブランド力の向上や販売拡大につなげます。
- ③ 消費者が新鮮な地域食材を身近に入手できる場である直販所の安全・安心を徹底させるため、「安心係」(※)養成講習会を毎年開催します。
- ④ 直販所に供給する農産物の少量多品目生産などへの支援を行います。
- ⑤ 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを行います。

※ 「安心係」：県の『農林水産物直販所「安心係」養成講習会』を受講した方で、直販活動において食の安全・安心を推進し、生産者と消費者の信頼を結ぶ役割を担う

数値目標

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合 (農産物マーケティング戦略課)	85.3%	100%

【担当課】農産物マーケティング戦略課、環境農業推進課、工業振興課

【水産物】

現状と課題

- 水産物の品質・安全性及び価値の向上のために、鮮度保持技術の普及を実施しています。

取組の方向

①：水産政策課、水産業振興課 ②：工業振興課

- ① 安全・安心で高鮮度な水産物を提供できるよう鮮度保持及び衛生管理技術の普及、水産物の価値向上の支援を進めていきます。
- ② 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを行います。

【担当課】水産政策課、水産業振興課、工業振興課



安心係養成講習会

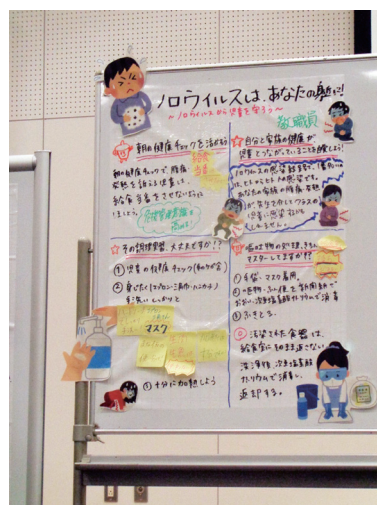
(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

現状と課題

- 食の安全・安心については、消費者、食品関連事業者、行政等それぞれの立場はもとより、生活環境、知識、経験などにより認識が異なるため、情報を共有し、共通の理解を得るよう努めることが重要です。
- 県及び高知市は、食に関わる関係者間の相互理解を図るため、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。
- 食に関する正しい知識の習得や相互理解への取組をすすめ、信頼関係の確立を目指すことが必要です。
- 県民からの意見を、今後の取組に反映させていくことが重要です。

取組の方向

- ① 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解を促進するため、意見交換会等によるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 生産・製造・加工・流通における取組紹介や現場見学、生産者・事業者との意見交換等を通して、食の安全に関する理解促進を図ります。
- ③ 食の安全に関する情報や取組を積極的に広報し、また、食に関する相談窓口で広く意見・質問を聴くことにより、食の安心につなげる取組をすすめます。



リスクコミュニケーション

数値目標

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
意見交換会(リスクコミュニケーション)の開催 (薬務衛生課、高知市保健所)	8回	5回以上

【担当課】全ての関係課

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

現状と課題

- 食品流通の広域化に伴い、食品の事件・事故発生時には被害の拡大化・広域化につながりやすく、国及び関係自治体との連携した対応が一層必要となっています。
- 全国的に、広域流通食品による腸管出血性大腸菌を原因とする健康被害が発生しています。被害拡大の防止と同様事件の再発防止のため、国や関係自治体との連携による情報共有が求められます。
- 食の安全・安心を確保するために、消費者や食品関連事業者で構成される各種団体との連携を図っていますが、より一層の協働した取組が必要です。

取組の方向

- ① 食品安全に関する全国会議やブロック会議等により、他の自治体との連携強化を図ります。
- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を充実させるために、国との連携を図るとともに、必要に応じて国への提案要求を行います。
- ③ 食の安全・安心に係る各種団体との連携を強化し、協働して取組を推進していきます。

【担当課】 全ての関係課

用 語 解 説

(ア行～)

○IPM (アイ・ピー・エム) : Integrated Pest Management (総合的病害虫管理・雑草管理)

病害虫や雑草防除において、化学農薬だけにたよるのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯など様々な防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安全生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効である。

○アニサキス

寄生虫(線虫)の一種。幼虫が寄生している生鮮魚介類を生で食べることで、幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒(アニサキス症)を引き起こす。幼虫は長さ2～3cm、幅は0.5～1mm程度の白色の糸状で、サバ、アジ、サンマ、カツオ、イワシ、サケ、イカなどの魚介類に寄生する。食中毒予防のためには、新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除くことや、目視で確認し除去する等の対策が必要である。

○アレルゲン(アレルギー物質)

食物の摂取により発疹や喘息症状などを引き起こす反応のうち、食物由来の抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーといい、その原因となる物質をアレルゲンという。

令和3年12月時点では「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)」の7品目が特定原材料として加工食品への表示が義務づけられており、「アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の21品目が表示を推奨されている。

○遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術によって得られた生物を利用した食品(食品添加物を含む。)のこと。この技術により、作物生産効率の向上や有用成分を強化した食品の開発が可能となり、現在、除草剤耐性や害虫抵抗性等の遺伝子組換え食品(大豆、トウモロコシ、じゃがいも等8作物)と、遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素等の食品添加物が実用化されている。

食品としての安全性と生物多様性への影響(いわゆる環境への安全性)について科学的に評価され、安全性が確認されたものだけが国内での流通・使用が可能な仕組みとなっている。また、遺伝子組換え農産物とその加工食品については、食品表示法に基づいて、表示ルールが定められている。

○栄養教諭

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践する力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせるため、学校における食育の推進に中核的な役割を担い、学校・家庭・地域との連携・調整などを行う。

○疫学調査

疾病とその原因と考えられるものとの間に存在する関連性を証明するため、人間の特定集団内を対象に、罹患率や死亡率など健康に関わる事象の頻度や時間的変動等を統計的に調査すること。

○SNS : Social Networking Service

インターネット上で人と人とのつながりを促進・支援する会員制サービス。

(カ行～)

○環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

○カンピロバクター

主に、牛、豚、鶏などの動物の腸管内に生息する細菌。近年の食中毒の病因物質の上位を占めている。食肉の生食は避け、十分加熱することや、生肉を取り扱う際の調理器具の使い分け、趣旨の十分な洗浄を行うことが食中毒を予防するために重要である。

○GAP（ギャップ）：Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

○牛トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の略称。牛に個別識別番号が印字された耳標を装着し、生産流通履歴情報の把握を可能とする制度。

○高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、鳥に対して高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病のこと。家きんへの被害だけでなく、豚などの家畜を介して新型インフルエンザにウイルスが変異することが知られているため、様々な感染対策がとられている。

なお、家きんの肉や卵等を食べることで人が感染する可能性はないと考えられている。

(サ行～)

○ジビエ（gibire：フランス語）

食用に狩猟した野生鳥獣の肉及びその料理のこと。

近年、農作物や森林への被害を抑えるため、有害鳥獣として捕獲した野生鳥獣を「ジビエ」として有効活用する取組がすすめられている。

食用として流通、消費させるためには、疾病や寄生虫が疑われる個体や汚染肉の排除、衛生的な食肉処理等が求められることから、県では、平成27年5月に「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」を策定し、安全なジビエの普及をすすめている。

○収去検査

食品衛生監視員が、食品衛生法に基づいて食品関係営業施設に立ち入り、試験検査の検体として必要な最小限度量の食品等が無償で持ち帰り検査すること。

○消費期限と賞味期限

食品を未開封の状態、定められた方法により保存した場合の期限。食品の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定することとされている。

消費期限・・・腐敗、変敗その他の品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日。

賞味期限・・・期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日

○食育

現在及び将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、さまざまな経験を通じて、食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することのできる人間を育てること。

○食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、子どもから高齢者まで幅広く食育活動を行う全国組織のボランティア。ヘルスメイトの愛称で知られ、各地域において食生活を中心にした健康づくり活動を行っている。

○食生活指針

国民の健康の増進、生活の質（QOL）の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、国民一人ひとりが食生活の見直しに積極的に取組めるよう、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が連携して策定した指針。指針（10項目）は、生活の質の向上を重視し、バランスのとれた食事内容を中心に、食料の安定供給や食文化、環境にまで配慮した内容となっている。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、都道府県知事等がその職員の中から任命した者。食品関係施設に臨検し、食品関係営業施設の許可及び監視指導、食中毒事故等の調査、営業者等への衛生教育などを行っている。

○食品衛生監視指導計画

食品衛生法の規定により自治体が年度ごとに定めて公表する、食品衛生に関する監視指導及び検査等の実施計画のこと。食品等事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他地域の実情に応じて策定する。

○食品衛生指導員

食品関係営業者で組織する（一社）高知県食品衛生協会が委嘱する者で、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、自主衛生管理の推進、営業許可についての相談対応等の活動を行っている。

○食品衛生責任者

食品衛生法施行規則で食品営業施設に設置が義務づけられている者。調理師等の有資格者の他、講習会の課程を修了した者が責任者となり、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営にあたる。

○食品添加物

食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存などの目的で、食品に添加、混和などの方法によって使用されるものをいい、保存料、甘味料、着色料等が該当する。食品添加物は、食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が指定するもの以外は原則として使用が認められない。

○食品表示ウォッチャー

消費者の日常の購買行動を活用したモニタリング調査と、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示の適正化を図る取組。

ウォッチャーは、県内で食品を販売している店舗を対象とした、日常の購買行動を通じて把握した食品表示の状況について、定期的に県に報告をする。県はその報告を受けて、不適正な食品表示のある店舗に対し、表示の適正化を図るように指導している。

(タ行～)

○大量調理施設衛生管理マニュアル

特定給食施設等の大量調理施設における食中毒を予防するため、HACCP の考え方に基づいて調理工程における重要な衛生管理事項などを示した厚生労働省のガイドライン。

○地産地消

「地域で生産された食材(地域食材)をその地域で消費すること」を略した用語。

単に地域の食材を消費するだけではなく、生産と消費の距離を近づけ、両者の顔が見える関係を作ることとで、「人と人のつながり」ができ、最終的には「地域づくり」にもつながる取組のこと。

○動物用医薬品、動物用医薬品（水産用医薬品）

動物用医薬品とは、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品のこと。牛、豚、鶏等の畜産物や養殖魚等の病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造・販売・使用については医薬品医療機器等法で規制されている。また、食品衛生法で残留基準値が設定されており、これを超えて残留する食品は販売禁止などの措置がとられる。

なお、動物用医薬品のうち水産動物の疾病の治療等に使用されるものを「水産用医薬品」という。

○トレーサビリティ

食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品等の食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」ことをいう。食品の生産、加工、流通等の各段階で、個々の生産者・事業者が、商品・原材料の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくことにより、結果として、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故等の問題があった際の迅速な回収、早期の原因究明等に役立つ。

国産牛肉については「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」で、また、米・米加工品に関しては「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」により、記録の作成、保存等が義務付けられている。食品衛生法施行規則においても、原材料や販売する製品の仕入れ元等の記録の作成・保存を努力義務として規定している。

(ナ行～)

○農薬残留基準

食品衛生法に基づき、食品中に残留しても許容される農薬の最大上限値を定めるもの。残留基準を超えて農薬が残留している食品は、国産品、輸入品を問わず、流通、販売などが禁止される。（いわゆる「ポジティブリスト制度」）

○農林水産物直販所（農産物等直販所）

常設店舗であって、生産者又は生産者グループ等が自ら生産、または製造したものを直接販売する店舗のことをいう。

○ノロウイルス

感染性胃腸炎の主な原因となるウイルス。ウイルスに汚染された飲食物を口にすることで起こる食中毒と、人から人へ感染して発症するものがある。冬季に多く発生する傾向があるが、年間を通じて注意が必要である。

ノロウイルスによる食中毒はカキ等の二枚貝によるものがよく知られているが、食中毒事件の多くはノロウイルスに感染した調理従事者を介して発生している。

(ハ行～)

○放射線、放射能、放射性物質

放射能とは、放射線を出す能力のことをいい、放射性物質とは、放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のことをいう。

懐中電灯で例えると、光が放射線、光を出す能力が放射能、懐中電灯が放射性物質に当たる。

○HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析・重要管理点）

食品の衛生管理システムの一つ。原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析（HA）してリストアップし、危害防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。HACCP システムによる衛生管理を実施するためには、前提として「衛生標準作業手順」（SSOP：Sanitation Standard Operating Procedures）の策定と実施など、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。

○HACCPに沿った衛生管理

平成 30 年の食品衛生法の改正により、原則全ての事業者求められることとなった衛生管理。

「HACCP に基づく衛生管理」及び「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の 2 つの基準があり、事業者は規模や業種等に応じてどちらかを実施する必要がある。

※公衆衛生に与える影響が少ない営業として食品衛生法施行令で定めるものについては対象外。

○OBSE（牛海綿状脳症）

牛の病気の一つ。異常プリオン蛋白質と呼ばれる物質が主に脳に蓄積することによって脳の組織がスポンジ状になり、中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。

○病虫害等防除指針（病虫害防除指針・除草剤使用指針・植物成長調整剤使用指針）

本県の主要な栽培作物の病虫害対策について、農薬の防除効果だけではなく、使用者に対する急性毒性や水生生物などへの影響についても考慮した使用農薬を示すとともに、より効果的な防除対策の参考となるよう、病虫害・雑草の防除のポイントや注意事項等についてまとめたもの。

○フードチェーン

食品の一次生産から消費に至るまでの食品供給の行程のことをいう。食品供給行程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす可能性があるため、各段階で必要な対応が適切に取られるべきである。

○ポジティブリスト制度

原則は禁止であるが、例外として許されるものを定める制度。

平成 18 年から、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品についてポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則禁止された。

また、平成 30 年の食品衛生法改正により、食品用器具・容器包装についてポジティブリスト制度が導入され、安全が担保されたもののみ使用できることとなった。

(マ行～)

○マイナー作物

病虫害や雑草の防除に使用される農薬は、国の登録制度による農薬登録が必要である。全国的に生産量の少ない農作物については、使用量（農薬の販売量）が限られるため、登録農薬が少ないのが一般的で、

病虫害防除に支障をきたす場合がある。この対応策として、農林水産省は年間生産量3万トン以下であるマイナー作物の農薬登録に対し支援を行っている。

○モニタリング調査、検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な調査及び検査のこと。

(ラ行～)

○リスク

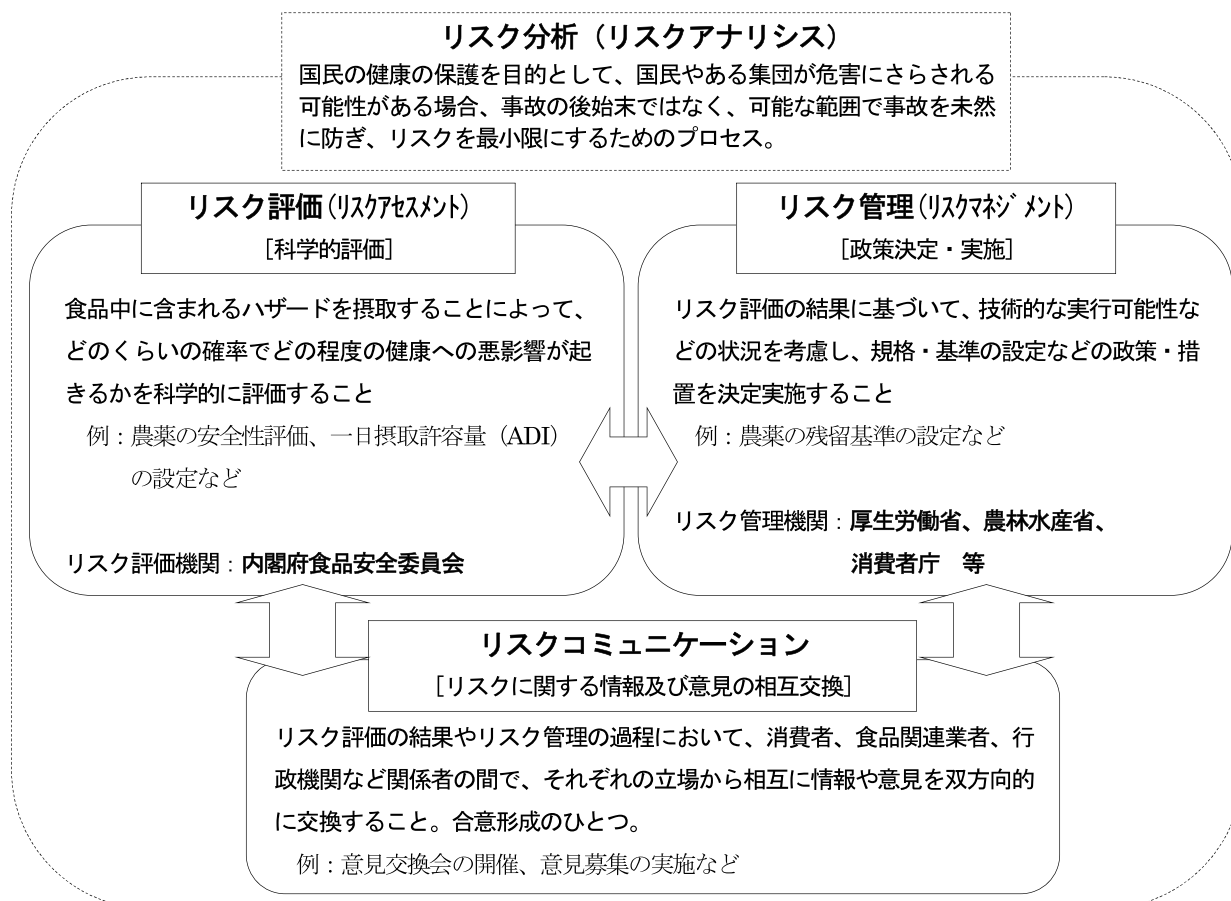
食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）。

食品にゼロリスクはなく、食品が安全かどうかは摂取する量（ばく露量）によるため、リスクを科学的に評価し、低減を図るというリスク分析（リスクアナリシス）の考え方に基づく食品安全行政が国際的にすすめられている。（※）

○リスクコミュニケーション

リスクやリスクに関連する要因などについて、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。

（※）参考：リスク分析の考え方（食品安全を守る仕組み）



高知県食の安全・安心推進条例(平成 17 年 10 月 21 日条例第 75 号)

改正 平成 26 年 10 月 21 日条例第 73 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)
- 第 2 章 食の安全・安心の確保に関する施策
 - 第 1 節 推進体制(第 7 条―第 12 条)
 - 第 2 節 自主管理の推進(第 13 条・第 14 条)
 - 第 3 節 安全・安心対策の推進(第 15 条―第 21 条)
 - 第 4 節 安全・安心な食品の生産及び供給の支援(第 22 条・第 23 条)
 - 第 5 節 相互理解、連携及び協働の推進(第 24 条―第 26 条)
- 第 3 章 高知県食の安全・安心推進審議会(第 27 条―第 32 条)
- 第 4 章 雑則(第 33 条)
- 附則

食は、生命と健康の土台であり、その安全・安心が確保されることは、私たちの健康を保護する上で最も重要である。

私たちの食生活は、近年の国際化の進展や科学技術の発展による多様な食品の生産・流通により豊かになる一方で、汚染物質等の食品への残留、牛海綿状脳症の発生、さらには、食品の表示の偽装等さまざまな問題が発生している。

高知県は、古くから米の二期作や園芸作物をはじめとする農林水産物の供給地として発展してきた。また、近年では、収穫量や品質などで一定の水準を満たしながら化学肥料や農薬の使用等による環境への負荷を少なくする「環境保全型農業」を積極的に推進するなど、時代に即した安全・安心な食品の供給地としての役割を果たしてきている。

このような本県において、食の安全・安心を確保する施策を推進することは、県民の健康を保護するとともに、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を通じて、本県の農林水産業の発展にも大きく寄与するものである。

ここに、私たちは、食の安全・安心の確保について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。

2 この条例において「生産者・事業者」とは、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第 4 項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第 5 項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(基本理念)

第 3 条 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、生産者・事業者が、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大が図られることによって、推進されなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、県民、生産者・事業者、国、県等全ての関係者の相互理解、連携及び協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(生産者・事業者の責務)

第5条 生産者・事業者は、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の積極的な提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、生産者・事業者は、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力しなければならない。

(県民の役割)

第6条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食の安全・安心の確保に関する施策

第1節 推進体制

(食の安全・安心推進計画)

第7条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高知県食の安全・安心推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び目指すべき方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、県民及び生産者・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する高知県食の安全・安心推進審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(危機管理体制の整備等)

第8条 県は、食品により人の健康に係る重大な被害が発生し、又は拡大することを防止するため、緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第9条 県は、食の安全・安心の確保に関する調査研究を行うとともに、その成果の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、県民に対し、正確な情報を提供するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第12条 県、生産者・事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

第2節 自主管理の推進

(自主的な衛生管理の推進)

第13条 生産者・事業者は、食の安全・安心の確保に関する関係法令を遵守することはもとより、自らが取り扱う食品に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公表並びにその遵守に努めるなど、自主的な衛生管理を推進しなければならない。

2 県は、前項に規定する生産者・事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表示及び情報の記録等)

第14条 生産者・事業者は、食品の表示が食の安全・安心の確保に重要な役割を果たしていることを考慮して、適正な表示を実施するとともに、食品の生産から販売に至る一連の行程における適切な情報の記録、保管及び伝達に努めなければならない。

2 県は、前項に規定する生産者・事業者の取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第3節 安全・安心対策の推進

(生産から販売に至る監視、指導等)

第15条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品の生産から販売に至る一連の行程について、一貫した監視、指導及び検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(適正表示の確保)

第16条 県は、食品の表示に係る諸制度の総合的な運用により、食品の適正な表示を確保するとともに、県民に対する食品の表示の学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(認証制度の推進)

第17条 県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

(供給の禁止)

第18条 生産者・事業者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第11条の規定により使用を禁止された農薬が使用された農林水産物である場合

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品又は再生医療等製品が使用された農林水産物である場合

(危害情報の申出)

第19条 食の安全・安心の確保が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得た者は、知事に対し、適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関する関係法令又はこの条例に基づき速やかに調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者・事業者若しくは生産者・事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定に基づき立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第21条 知事は、前条第1項の規定に基づく立入調査等の結果、食の安全・安心の確保への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、他の法令に基づき措置を講ずる場合を除き、生産者・事業者又は生産者・事業者により構成される団体その他の関係者に対し、当該食品の出荷又は販売の停止その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けたものが当該勧告に正当な理由がなく従わない場合は、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定に基づき公表しようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となるものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合は、この限りでない。

第4節 安全・安心な食品の生産及び供給の支援

(食育の推進等)

第22条 県は、日本型食生活(米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいう。)の実践の促進、地産地消(地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。)の推進等を通じて、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。次項において同じ。)の推進並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

2 県は、食育の推進に当たっては、特に子どもが、健全な食習慣を身につけるとともに、伝統のある優れた食文化を継承することができるよう、地域の特色を生かした学校給食の実施をはじめとして、家庭、学校、保育所、地域等が行う取組を促進するものとする。

(農林水産業の支援)

第23条 県は、食の安全・安心が確保された農林水産業を推進するため、生産基盤の整備、技術開発及びその成果の普及啓発をはじめとして、生産から販売に至る一連の行程について支援措置を講ずるものとする。

第5節 相互理解、連携及び協働の推進

(情報及び意見の交換の促進)

第24条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民と生産者・事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築することを目的として、情報及び意見の交換を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携等)

第25条 県は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体と連携して、施策を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心を確保するため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(関係者との協働)

第26条 県は、食の安全・安心を確保するため、消費者及び生産者・事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。

第3章 高知県食の安全・安心推進審議会

(設置等)

第27条 県における食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として、高知県食の安全・安心推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 消費者

(2) 生産者・事業者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

7 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第31条 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、県民、生産者・事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第30条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成26年10月21日条例第73号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

相 談 窓 口

食品の一般相談窓口

機 関	住 所	電話番号
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-53-3190
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-2588
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1999
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880-34-5119
高知市保健所	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター	088-822-0588
高知県立 消費生活センター	高知市旭町 3 丁目 115 こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-824-0999
高知県薬務衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁	088-823-9672

食の安全・安心に関する関係各課

部 課 名		電話番号	担当業務
高知県	健康政策部 保健政策課	088-823-9648	食育推進
	〃 薬務衛生課	088-823-9672	食品衛生、食品表示（衛生・保健事項）※高知市を除く
	文化生活スポーツ部 県民生活課	088-823-9653	食品表示（景品表示法）、消費生活
	産業振興推進部 地産地消・外商課	088-823-9704	生産管理高度化支援
	中山間振興・交通部 鳥獣対策課	088-823-9039	ジビエ
	商工労働部 工業振興課	088-823-9691	農林水産物の PR、技術支援
	農業振興部 環境農業推進課	088-821-4861	農業、環境保全型農業
	〃 農産物マーケティング戦略課	088-821-4541	食品表示（品質事項）、米トレーサビリティ、直販所
	〃 畜産振興課	088-821-4553	動物用医薬品、BSE 検査、食品表示（品質事項）
	林業振興・環境部 木材産業振興課	088-821-4591	特用林産物の生産支援
	水産振興部 水産政策課	088-821-4825	水産物産地市場の衛生管理
	〃 水産業振興課	088-821-4829	貝毒検査、水産用医薬品、
		088-821-4552	水産物の PR 及び支援、食品表示（品質事項）
	教育委員会事務局 幼保支援課	088-821-4889	食育推進
	〃 保健体育課	088-821-4928	食育推進
高知市	生活食品課	088-822-0588	食品衛生、食品表示（衛生・保健事項）

第4次高知県食の安全・安心推進計画

令和4年4月策定

発行 高知県

お問合せ先

高知県健康政策部 薬務衛生課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1-2-20